

平成

二十六年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第五号)

平成二十六年三月二十四日(月曜日)

議事日程(第六号)

平成二十六年三月二十四日 午前十時開議

- |    |         |  |
|----|---------|--|
| 第一 | 議第 四号   | 議会運営委員会委員の選任について                       |
| 第二 | 議第 三号   | 五條市学校適正化検討委員会条例の制定について                 |
|    | 議第 四号   | 五條市就学指導委員会条例の制定について                    |
|    | 議第 五号   | 五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例の制定について |
|    | 議第 七号   | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について   |
|    | 議第 二十号  | 平成二十六年五條市一般会計予算議定について                  |
|    | 議第 二十一号 | 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計予算議定について            |
|    | 議第 二十二号 | 平成二十六年五條市簡易水道特別会計予算議定について              |
|    | 議第 二十三号 | 平成二十六年五條市下水道事業特別会計予算議定について             |
|    | 議第 二十四号 | 平成二十六年五條市墓地事業特別会計予算議定について              |
|    | 議第 二十五号 | 平成二十六年五條市介護保険特別会計予算議定について              |
|    | 議第 二十六号 | 平成二十六年五條市大塔診療所特別会計予算議定について             |
|    | 議第 二十七号 | 平成二十六年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について          |
|    | 議第 二十八号 | 平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について           |

- 議第二十九号 平成二十六年五條市水道事業会計予算議定について
- 第三 議第三十一号 公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第四 議第三十二号 権利の放棄について
- 第五 発議第四号 五條市議会委員会条例の一部改正について
- 第六 発議第五号 食の安全、安心の確立を求める意見書について
- 第七 議第六号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
- 第八 発議第七号 益田吉博議長に対する議長不信任決議について
- 第九 発議第八号 窪 佳秀議員に対する議員辞職勧告決議について
- 第十 発議第九号 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について
- 第十一 請願第一号 五條吉野土地改良区運営負担金に関する請願について
- 追加日程
- 第一 吉田雅範議員の議員辞職勧告の動議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六番	五番	四番	三番	二番	一番
窪	吉	宗	牧	平	養
	田	部	野	岡	田
佳	康	雅	清	全	
秀	正	寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
教育長	堀内
理事	青山
市長公室長	檜内
総務部長	竹田
危機管理監	櫻井
すこやか市民部長	山本
あんしん福祉部長	谷口
産業環境部長	辻本
都市整備部長	新井
西吉野支所長	森本
大塔支所長	森本

七番	岩本
八番	福塚
九番	山耕
十番	吉田
十一番	益田
十二番	大谷

龍吉雅耕  
雄博範司実孝

事務局職員出席者

教育部長  
水道局長  
消防長  
会計管理者  
市長公室次長  
秘書課長  
財政課長

町中  
口中  
永南  
孝仁  
克男  
河村  
本村  
竹本  
和剛  
田剛

治充  
治正

事務局長  
事務局次長  
事務局係長  
事務局主任  
速記者

乾保  
久保  
笹谷  
片山  
柳瀬  
ケ

旬彦  
雅

美美  
五仁

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る二十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博） 日程第一、選第四号を議題といたします。

本件につきましては、去る二十日に平岡清司議員から、議会運営委員を辞任したいとの申出があり、五條市議会委員会条例第十二条の規定により許可いたしました。

欠員となっております議会運営委員に、吉田 正議員を指名いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第二、議第三号から議第五号及び議第七号並びに議第二十号から議第二十九号までの十四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第三号から議第五号及び議第七号並びに議第二十号から議第二十九号までの十四議案につきましては、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月七日の本会議におきまして、平成二十六年年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、吉田雅範議員、福塚 実議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、宗部康寛議員、牧野雅一議員と私、山口耕司の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に岩本 孝委員が、副委員長に私、山口耕司がそれぞれ互選されましたが、十二日に岩本 孝委員が体調不良で委員を辞任したことにより改選があり、新たに平岡清司議員が委員に選任されました。また、委員長に私、山口耕司が、副委員長に宗部康寛委員がそれぞれ就任しました。

審査に入り、審査日程については十二日から十四日までの三日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議しました。

なお、予算関連議案の議第五号は一般会計の民生費で、議第三号、議第四号及び議第七号は教育費で提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十二日、午後二時から開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

- 一 奈良県広域消防組合負担金の算出基準や共通経費等についてただしたのに対し、「算出基準は、常備消防費を基準としている。共通経費は、臨時的経費八百八十一万五千円及び経常的経費七百八十八万九千円で、五條消防署の経費については、七億一千五百八十三万一千円である。また、広域化後の経費が増加しているのは、職員の定期昇給による給料の増加、新庁舎に係る維持管理費及び光熱水費の増加、消防広域化に伴う共通経費の繰入金によるものである。広域化後の予算の管理は広域消防組合本部で行い、執行は各市町村の負担金により各消防署が行う。不用額及び予算の補正については、不用額は次年度への繰越金として五條市の歳入となり、予算の補正は共通経費については組合議会での承認、それ以外の経費については五條市議会の承認が必要となるもので、経費のチェック機関については、組合議会で決算審査を行う。」との答弁がありました。
- 二 消防団の消防ポンプ操法大会出場の経費等についてただしたのに対し、「費用弁償で二百万円を計上しており、平成二十六年度は大塔町の消防団が参加する予定である。」との答弁がありました。
- 三 消防団の拠点施設整備等についてただしたのに対し、「拠点施設は必要であるが、当面は五條消防署と連携して行っていく。防災行政無線の基地局については、市役所本庁舎、西吉野支所、大塔支所、五條消防署に分散した形で設置し、自家発電により三日程度対応でき、体制については、二十四時間対応できるよう検討していく。」との答弁がありました。
- 四 消防団の昼間及び夜間に出勤できる団員数についてただしたのに対し、「現状は把握していない。」との答弁がありました。委員から、把握していないと災害に対応できないこともあるので考えていただきたいとの意見がありました。
- 五 消防職及び消防団員のOBを活用した消防団機能別分団の認識についてただしたのに対し、「承知している。」との答弁がありました。委員から、先進事例を参考にして、今後の災害に強い組織体制の確立を図ってもらいたいとの意見がありました。
- 六 消防ポンプ自動車の購入後の配備先についてただしたのに対し、「軽四の積載車を三台購入し、木ノ原地区、野原東地区、大塔町宇井地区への配備を予定している。」との答弁がありました。
- 七 十津川村の消防事務受託負担金の事務担当についてただしたのに対し、「危機管理課である。」との答弁がありました。
- 八 京奈和自動車道五條インターチェンジ周辺の活性化についてただしたのに対し、「五條インターチェンジ周辺に大型集客施設を誘致し、地域の農産物や名産品の展示・販売をすることにより、地域の情報発信拠点となる。また、そこに駐車し市内中心部を回遊してもらう拠点として整備するための調査委託料を新年度予算に計上した。」との答弁がありました。

九 緊急通報用電話番号（一一九番）の受信体制及び啓発について、平成二十八年四月までは五條消防署で受信し、それ以後は糧原市にある奈良県広域消防組合本部で受信することになる。また、県民だより奈良、広報五條に掲載し啓発していく。」との答弁がありました。

十 県から社会福祉法人の認可・指揮監督等が権限委譲されることへの対応について、  
「社会福祉士の新規採用並びに保健師、管理栄養士を採用し対応する。」との答弁がありました。

十一 適材適所の人事配置について、  
「適材適所を念頭に置き、今までの経験と今後必要となる経験を考慮した人事配置をする。また、多くの先輩諸氏が勸奨等で退職する中、経験を後輩に引き継ぎ、一歩でも半歩でも前進できるように努力する。」との答弁がありました。

十二 市長交際費について、  
「市長交際費がホームページ等で公開されていないので、本年四月から公開していきたい。」との答弁がありました。

十三 第三次五條市地域公共交通総合連携計画の策定のために実施したアンケートの内容と結果に対する取組について、  
「内容は、利用交通機関、区間、時間帯、改善要望等で、有意義なアンケートであり、計画策定の参考にしていく。」との答弁がありました。

十四 指定管理者制度の導入施設について、  
「現在二十一施設を指定管理しており、今後も指定管理が有効な施設等について検討していく。」との答弁がありました。

十五 念仏寺のかやぶき屋根の修繕に対する補助金について、  
「補助をする法的根拠がないためできない。」との答弁がありました。が、委員から、重要無形民俗文化財に指定された陀々堂の鬼はしりの舞台であり、観光の振興の面からも補助することができないか、  
「他の文化財と整合性をもって、できる範囲で応援したい。」との答弁がありました。

十六 食肉処理加工施設の合併処理浄化槽の水質検査等について、  
「合併処理浄化槽の検査は年二回、河川の検査は考えていない。」との答弁がありました。

十七 大深町の民家近くの土砂崩れへの対応について、  
「確認する。」との答弁がありました。午後三時二十分に休憩に入り、午後三時三十五分に審査を再開しました。

休憩前の質問に対し、  
「民家の裏の崩土に関しては、県と市で対応する。また、食肉処理加工施設における合併処理浄化槽の水質検査の回数は年三回であり、河川の水質検査については、最初に一回行う。」との答弁がありました。

十八 税金の悪質な滞納者に対する徴収の取組について、  
「督促、催告、呼出し通告を行い、納税相談、分納誓約をしていただく。」

分納誓約の不履行、納税相談に出来ない場合は財産調査、差押えの予告通告、差押え、換金という流れで取り組んでいる。件数は、平成二十六年二月末で差押え八十七件、参加差押え十一件、交付要求五十件、財産調査三千五百四十二件である。」との答弁がありました。

十九 税金のコンビニ収納の周知についてただしたのに対し、「広報五條に年九回掲載し、窓口での案内、納付書への掲載等を行っている。」との答弁がありました。

二十 五條市人権総合センターの利用促進への取組についてただしたのに対し、「子供たちの利用促進のため、保育士の有資格者に来てもらい一緒に遊んだり、漢字検定が取得できる施設となっており、利用促進につなげている。」との答弁がありました。

二十一 国民健康保険税の悪質な滞納者に対する徴収の取組についてただしたのに対し、「短期被保険者証を発行する方への納税及び分納の説明を行うとともに、二名の徴収員が訪問し、徴収を行っている。」との答弁がありました。

二十二 市民課の窓口対応についてただしたのに対し、「管理職も率先して窓口対応に心掛けています。」との答弁がありました。委員から、高齢者が窓口で相手にしてもらえなかったとの話もあり、銀行の案内係のような方の配置を検討課題とする意見がありました。

二十三 (仮称) 五條消防署西吉野救急出張所建設事業が遅れた理由及び経緯・経過についてただしたのに対し、「東日本大震災後の需要増により、自家発電設備の受注生産が間に合わないことが大きな要因である。」との答弁がありました。委員から、設計段階で把握できなかったのか。ただしたのに対し、「当初はわからなかった。」との答弁がありました。

二十四 壮年期からの健康づくり事業についてただしたのに対し、「食生活推進委員、運動推進委員、健康生活推進委員と連携し、定期的に保健福祉センターで事業を行っている。」との答弁がありました。

二十五 五條市応急診療所の利用頻度の高い時期における診療体制の充実についてただしたのに対し、「今後検討していく。」との答弁がありました。

二十六 五條市立養護老人ホーム花咲寮の今後の在り方について検討する庁内及び庁外検討委員会の委員についてただしたのに対し、「庁内委員は、副市長を始め関係部課長であり、庁外委員は、副市長、五條市議会厚生建設常任委員長を始め各種団体の長で構成されている。」との答弁がありました。委員から、建設候補地や時期等についてただしたのに対し、「平成二十六年年度に基本構想を策定し、平成二十九年度以降に建設してまいります。」との答弁がありました。

二十七 地域耕作放棄地対策についてただしたのに対し、「今後の人と農地の問題を一体的に解決するための計画を立てるため、人・農地プランを平成二十五年三月に市内八箇所に分けて作成した。このプランの実行により、地域農業の推進に努め、耕作放棄地の対策に努めてまいります。」との



答弁がありました。

二十八 五條新町地区のまちや館、民俗資料館、まちなみ伝承館の取組についてただしたのに対し、「指定管理者の努力により文化財の保存と活用のためアイデアを発揮し、新町の発展に大いに貢献をしていただいております。今後も行政とともに民間のノウハウを活用してまいりたい。」との答弁がありました。

二十九 新町地区を訪れた中高齢者が民俗資料館に行くための国道二四号を横断する手段についてただしたのに対し、「学校の通学路等の関係団体や自治会の調査をして今年一月中旬に歩道橋を設置したところであり、平面的に横断できる歩道等は現時点では考えていない。」との答弁がありますが、委員から、観光客等の利便性やおもてなしのためにも検討を求める意見がありました。

三十 五條市土地開発公社所有地の売却等についてただしたのに対し、「財政課が担当になり、個々のケースにより判断していく。」との答弁がありました。

三十一 奈良県防衛協会五條支部の連絡先についてただしたのに対し、「連絡先は、四月の役員会で決めるため、それまでの間は市の危機管理課等で対応する。」との答弁がありました。

三十二 長期病気休暇中の職員の状況及び一般職と消防職の前年に対する時間外勤務の時間数の増減についてただしたのに対し、「長期病気休暇の人数は十人であり、期間については一箇月間であったり三箇月間であったりする。時間外勤務については、健康管理のため不急の時間外勤務の抑制やノー残業デーを遂行しているが、八月に災害対策本部の設置等の影響もあり増加した。消防職については、年間の行事の中で時間外勤務の削減に努力している。」との答弁がありました。委員から、職員の労働環境、健康管理については、管理職が配慮や工夫することが大事であるとの意見があり、午後四時五十分に散会しました。

十二日の散会前に引き続き、十三日、午前十時に総括質問を再開しました。

三十三 五條市上野公園の更衣室についてただしたのに対し、「(仮称)五條総合体育館が完成すれば、管理棟の機能を新体育館に移転し、現在の管理棟を更衣室に利用できるよう考えていく。」との答弁がありました。

三十四 屋根付きゲートボール場の整備についてただしたのに対し、「今後各方面からの意見をいただきながら考えてまいりたい。」との答弁がありました。

三十五 公共施設の障害者用トイレについてただしたのに対し、各施設の数について報告がありましたが、委員から、洋式トイレにも手すりを設

置するよう求める意見がありました。

三十六 草刈り、せんだの公益社団法人五條市シルバー人材センターへの業務委託についてただしたのに対し、五條市シルバー人材センターに業務委託している現状について報告がありました。委員から、危険な場所等については判断した上で、できる限り五條市シルバー人材センターを活用するよう求める意見がありました。

三十七 消防団員になるための要件についてただしたのに対し、「五條市に居住している者又は五條市で仕事をしている者となっている。」との答弁がありました。委員から、市外に勤務している方についてただしたのに対し、「火災の発生率は夜間が多く、夜間は消防団として活動していただいている。」との答弁がありました。また、委員から、女性消防団の昨年一年間の事業についてただしたのに対し、「五條市消防出初式、春・秋の火災予防週間における車両での広報、幼年消防クラブ員の指導に当たっていただいた。」との答弁があり、委員から、夜間の火事に対応することが中心の消防団員の募集についてただしたのに対し、「五條市消防団は男性消防団が二十二分団あり、それぞれ約三十人の団員がいる。火災等については、各分団三人から五人が直ちに参集し現場に駆け付ける体制をとっている。」との答弁がありました。また、委員から、もう少し五條市内に勤務している方に絞って消火に対応できないのかただしたのに対し、「消防団員は年々減少しており、対策として学生のボランティア団員等を検討してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、市民に説明できるような消防団員の条例を作っていただきたいとの意見がありました。

三十八 ごみ焼却施設の広域化に伴うごみの中継所についてただしたのに対し、「現在一箇所を検討しており、協議中である。」との答弁がありました。

三十九 三月三日、庁舎前駐車場にクレーンを伸ばして駐車してあった車両についてただしたのに対し、「庁舎前駐車場に置いてあることに対しては、市としてやるべきことは全てやっております、個々の問題は個々で解決していただかなければそれに対しては限界があり、介入することはできない。」との答弁がありました。委員から、問題は駐車場に一日中クレーンを伸ばした状態で放置してあったことで、市長の権限でもっと早く対応できるような条例を制定するようただしたのに対し、「リーダーシップをとって対応をしている。」との答弁がありました。

四十 子宮頸がんワクチンの啓発活動についてただしたのに対し、「副作用について報道等されている状況なので、現在啓発はしていない。」との答弁がありました。委員から、五條市における子宮頸がんワクチンの接種状況についてただしたのに対し、「平成二十四年度の実施件数が百四十二件、定期予防接種になった平成二十五年度は、対象者百五十人中、百八人で実施率七二パーセントである。」との答弁がありました。委員から、全体の接種割合について質問がありました。

午前十時四十分に休憩に入り、午前十時四十八分に審査を再開しました。

休憩前の質問に対し、「先ほど百五十人中百八人と申し上げたが、昨年八月現在の人数であったため現時点で百九人である。また、全体の接種割合については、三年前から接種した人数を集計すればいいのだが、定期予防接種になった平成二十五年度分しか把握できていない。」との答弁がありました。委員から、副作用かどうか疑問があるがワクチン接種前の説明内容についてただしたのに対し、「報道等から副作用も考えられる事例があるという告知等をしている。」との答弁がありました。

四十一 庁舎前駐車場にクレーンを伸ばして駐車してあった車両について、車両の撤去については滞りなくされたが、撤去されるまでの間、クレーンが伸びた状態であった。最初はアウトリガーが地面に接地していたが、途中からアウトリガーが上がった状態であったと聞いた。その状態では突風等で倒れる危険もあるので来庁者等への安全対策は必要であったとの意見がありました。

四十二 五條吉野土地改良区の組織についてただしたのに対し、「土地改良法にのっとった組織で、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に設立された組織である。」との答弁がありました。また、委員から、五條吉野土地改良区で勤務する五條市職員の立場についてただしたのに対し、「三人が総合農地係として一の木ダムの管理、揚水機、基幹水利の施設の維持管理等を行っており、所管部署は産業環境部農林政策課である。」との答弁がありました。委員から、議長からの議員全員協議会への職員の出席要請に対し、五條吉野土地改良区理事長から市長宛てに公務で出席できないという文書が提出されていることについて質問がありました。

午前十一時十二分に休憩に入り、午前十一時三十分に審査を再開しました。

休憩前の委員の質問に対し、「五條吉野土地改良区の理事長から市長宛てとなっているが、その職員は市職員で、市長の命令系統下にある。当日その職員は、奈良県土地改良事業団体連合会及び南近畿土地改良調査管理事務所出張しており欠席をお願いした。」との答弁がありました。委員から、現実的には生産農家のため土地改良区の手伝いをしていいることはよいが、きちっとした形で派遣するのであれば、法に基づき条例整備をする必要があることについてただしたのに対し、「現在条例は制定していないが、近い将来議会に提出したい。」との答弁がありました。委員から、土地改良区以外に公益法人等に派遣しているところについてただしたのに対し、「公益社団法人五條市シルバー人材センターに介護福祉課の辞令で五條市シルバー人材センターの所掌事務をしている。」との答弁があり、委員から、公務災害の適用についてただしたのに対し、「当該職員の場合は、市職員の辞令で勤務場所は土地改良区の事務所として通勤届を提出しており、通勤途上で事故があれば対応する。」との答弁がありました。

が、委員から、条例を定めて派遣しないと公務災害は適用されないと弁護士の見解があるが、市の顧問弁護士に確認することについて質問がありました。

午前十一時五十四分に意見調整及び昼食のため休憩に入り、午後一時三十分審査を再開しました。

休憩前の質問に対し、「派遣先で派遣先の業務と市の業務を併せて携わっておれば、この法律の適用外であるという国の見解により運用していたが、早急に条例化してまいりたい。また、公務災害の取扱いについては弁護士に確認しているので返事があつた段階で回答してまいりたい。」との答弁がありました。

委員から、非があることは認めていただきたいとただしたのに対し、「公益的法人に対して職員を派遣する制度の認識不足があつたことにおわび申し上げる。」との答弁があり、委員から、早急な条例整備についてただしたのに対し、「この三月定例会で提案してまいりたい。また、予算委員会の開会中に提出してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、条例案の提出及び弁護士への問合せに対する回答を求める意見がありました。

意見調整のため午後一時四十分暫時休憩し、午後二時三十分再開しましたが、資料の作成に時間を要するため、十四日、午前十時に再開することとし散会しました。

十三日の散会前に引き続き、十四日、午前十時に総括質問を再開しました。

冒頭、理事者から審査を中断したことに対し謝罪がありました。

十三日の散会前の質問に対し、公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例(案)を配布した後、条例の内容について説明があり、「この内容で三月定例会に提案させていただきたい。」との答弁がありました。午前十時十二分に条例内容の精査のため暫時休憩し、午後一時に再開しました。

四十三 市の顧問弁護士等の見解についてただしたのに対し、「派遣に関して法律が施行されているので、条例制定は必要であり、未整備であることについては申し訳ない。条例整備の必要性に対する弁護士の指摘については、市職員としての辞令ではなく、派遣するのであれば、条例制定が必要であるとのことである。」との答弁がありました。委員から、辞令にない勤務場所で市職員が勤務していることについてただしたのに対し、「弁護士は、派遣として職員の身分を派遣先に置き、全て派遣先の職務をするような場合はこの条例が必要であるとの指摘である。」との答弁がありましたが、派遣であるかどうか委員と理事者に見解の相違があるため市長の見解をただしたのに対し、「法律制定後においても、関係団体の職員に配

置していたが、条例が未整備であることについてはおわび申し上げる。先ほどからの意見の相違については、派遣する場合は条例は必要であるが、五條市としては市職員として総合農地係に勤務させているとの解釈であるためである。条例制定については、今議会に提出できるよう進め、条例制定後は、正しく運用してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、条例を制定して職員の身分の保障と環境を整えていただけると解釈したが、実質的には派遣になってしまったことについてただしたのに対し、「先ほどから発言しているとおりであるが、配置された職員の立場からすると非常に不安を掛けていたことにおわび申し上げ、今後条例制定とともに身分的な環境も整備してまいりたい。」との答弁があり、意見調整のため午後一時十二分に休憩し、午後二時五分に再開しました。

再開後、理事者から「現実的には、公益社団法人五條市シルバー人材センターや五條吉野土地改良区で勤務しており、派遣のように思われるところがあつたことにおわび申し上げ、条例を制定し職員の職務環境を整えてまいりたい。また、日本一の柿の産地に対しての支援にしっかりと取り組んでいきたい。」との答弁がありました。委員から、生産農家のために土地改良区自体の改善への取組もお願いするとの意見がありました。

四十四 消防団系の事務量及び危機管理課への事務の引継状況とその完了等についてただしたのに対し、「まず、消防団員に関して教養研修及び訓練、服務及び賞罰、福利厚生、公務災害、支給品及び貸与品に関する事務、次に、消防団施設に関して整備計画及び保全に関する事務、次に、消防協会に関する事務等があり、引継ぎを行っているところであり、実際、実務を遂行しながらこれからも進めていくことも多くある。」との答弁がありました。したが、委員から、広域消防組合になった後の引継体制についてただしたのに対し、「今までのような市職員同士の関係で動けなくなるので、現在精一杯引継ぎをしている。広域化後も連携し、職務を全うしていきたい。」との答弁がありました。委員から、今後実務を担う職員の事務量の増大及び昨年四月から増員して引継ぎをしなかったことによる職務への影響についてただしたのに対し、「膨大な事務量に見合った人員配置を強く要望している。」との答弁があり、委員から、消防団員のための事務体制の整備と訓練体制についてただしたのに対し、「事務体制については、過酷な条件にならないよう十分配慮していき、訓練については、従来どおり五條消防署と連携して行う。また災害時には、五條市、消防団と更に連携強化して取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。委員から、消防団事務の職員が過酷な負担にならないような人員配置をお願いするとの意見がありました。

四十五 徴収事務において他市町村を参考にするとともに新たな手法を模索することについてただしたのに対し、「奈良県と斑鳩町が実施している。ペイジーという支払方法があり、パソコンやスマートフォン、携帯電話、ＡＴＭから支払いができるもので、納税促進のため研究してまいりたい。」との答弁がありました。

午後二時四十五分に休憩に入り、午後三時に再開しました。

再開後、休憩中に開催された予算審査特別委員会及び議会運営委員会で、予算審査の日程を十七日までとすることを報告しました。

四十六 五條市立大塔診療所における電子カルテの導入についてただしたのに対し、「電子カルテの必要性は認識しているが、初期導入に約一千万円と管理費用も必要であることから導入している診療所や他市町村のへき地診療所の動向を調査させていただく。」との答弁があり、委員から、取り組んでいる村についてただしたのに対し、「下北山村が取り組んでおり、十津川村は平成二十六年四月から導入する。」との答弁がありました。委員から、必要性があるため取り組みよう求める意見がありました。

四十七 議員からの要望に対する対応についてただしたのに対し、「建設課においては、議員からの要望については地元自治会からの要望書とともに上げていただくようお願いしているが、急を要する場合は、状況に応じて危険な場所から対応している。」との答弁があり、委員から、対応する職員の見識の統一性が必要であることについてただしたのに対し、「自治会や議員から指摘があった所については日にちを決め現場確認をし、写真で上司に報告の上、緊急・危険を判断し、優先順位をつけて対応している。相手に関係なく同じ対応をしている。」との答弁がありましたが、委員から、指摘したことへの対応について迅速な報告を求める意見がありました。

四十八 入札結果の問合せに対する虚偽の返答についてただしたのに対し、「一月二十一日に開札された道路改良工事の結果をホームページに掲載していたが、二月七日に新しい落札者と契約していたにもかかわらず、二月十九日に確認に来たときに、転記ミスであると虚偽の返答をした。虚偽の返答の理由については、ホームページを変更すべきであったがそれをせず、記入ミス、転記ミス、入力ミスという言い方をしてしまった。」との答弁がありましたが、委員から、一月二十一日からホームページを訂正せずそのままにしていた上に虚偽の返答をした理由についてただしたのに対し、「一月二十一日の入札において、最低制限価格に誤りがあつたことをうまく説明できず、口先でごまかしてしまった。」との答弁があり、委員から、監理課全体でごまかそうとしたのかただしたのに対し、「私個人の責任であり、そう感じたとしても課の全ての責任は私にある。」との答弁がありました。委員から、経緯・経過についてただしたのに対し、「一月二十一日に入札があり業者が決定したが、最低制限価格に誤りがあることが判明した。内容が平成二十四年度の繰越事業で、継続の道路改良工事で工期がないため、間違いを訂正し入札の次点の業者をお願いした。ただ、入札から一週間公表ということであるが、掲示板には変更になったものに替えていなかったことは事実である。」との答弁がありましたが、委員から、最低制限価格の錯誤の内容についてただしたのに対し、「設計書の直接工事費が変わりその結果最低制限価格が一千円変わることが入札後判明し、その時点で訂正した。」との答弁がありましたが、委員から、錯誤に気付いた経緯についてただしたのに対し、「建設課から設計書とともに監理課に

依頼し、監理課が最低制限価格を決めて入札をするが、建設課の職員が設計書を訂正し、監理課に上げたが、既に監理課で封印されており入札が行われたものである。」との答弁がありました。委員から、設計書を訂正し差し替えた時期についてただしたのに対し、「一月二十一日の入札日までに差し替えをしたが、開札後に最低制限価格の誤りに気づき、落札業者及び立会人に説明をしたものである。」との答弁がありました。委員から、ホームページに訂正した結果を掲載した時期についてただしたのに対し、「二月二十八日である。」との答弁があり、委員から、ほかにこのような事案がないのかただしたのに対し、「最低制限価格が誤っていて、落札候補者が替わった事例はない。」との答弁がありました。委員から、違う事例でもないのか質問がありました。

午後三時四十分休憩に入り、午後四時十分に再開しました。

休憩前の委員の質問に対し、「二月二十一日の道路改良工事の入札においても設計の積算誤りがあり落札者なしという結果となっている。また、先ほどの説明の中に入れていなかったが、一月二十一日の落札後一週間以内に落札業者と契約し、その後次点の業者から開示請求があり、設計金額の直接工費が訂正されていることが判明し、次点の業者に決定したものである。」との答弁があり、委員から、設計書の入力誤りが二件あり、一件はうそをついていたことについてただしたのに対し、「落札業者の変更については決裁を受けているが、ホームページや掲示板の訂正をしなかった。」との答弁がありましたが、委員から、すぐにホームページ等を訂正しなかったことについてただしたのに対し、「ホームページへの掲載は便宜上しているもので、正式なものは庁舎掲示板に張り出すものであるが、訂正していなかったのはミスである。」との答弁がありましたが、委員から、今の答弁に対する担当部長の見解についてただしたのに対し、「市民に情報を提供する中で、多くの間違いがあった。間違いの原因を組織として考え改善しなければならない。また、危機意識を持っていなかったことが原因である。」との答弁がありました。委員から、ホームページが公表する場所でないような発言は余りにも認識不足で、市民への誠実さに欠けるものであるとの意見がありました。また、誤って契約した契約書の収入印紙代についてただしたのに対し、「二千円である。また、契約解除による違約金の請求はしないとのことである。」との答弁がありました。委員から、印紙代の払戻しについてただしたのに対し、「需用費から支出する手続中である。」との答弁がありましたが、委員から、職員からのミスにより税金を更強化し積算ミスのないよう職員の指導をしてまいりたい。また、正しい情報を市民に伝えることはもちろん、課と課の連絡・報告を密にしなければならない。猛省しなければならない。」との答弁がありましたが、委員から、特に公平・公正を確保しなければならない部署の職員の対応についてただしたのに対し、「管理不行き届きであり、常に意識して職務にまい進し、職員に対し更なる指導をしてまいりたい。」との答

弁があり、委員から、需用費で支出する印紙代についてただしたのに対し、「手続を確認し、誤りがあれば根本の責任者で賠償させていただきたい。」との答弁があり、委員から、この件について市長の見解についてただしたのに対し、「まずもって今回のことに関して、心からおわび申し上げたい。本当にずさんであり、今後あつてはならないことである。このことに関しては厳肅に対処し、今後とも厳正で公平・公正に進めていくよう努力してまいりたい。」との答弁がありました。委員から、適切な形に表れる対処及び担当課での申し伝えを行うよう求める意見がありました。

以上、総括質問が終了し、引き続き、引続き各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であり、午後四時五十八分に散会しました。

十四日の散会前に引き続き、十七日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。

初めに、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 庁舎宿直業務委託における宿直員の労働時間等の現状についてただしたのに対し、「年間を通じて午後五時から翌朝午前八時三十分までの勤務で年間五千五百時間である。」との答弁がありました。委員から、委託料を年間労働時間で割ると奈良県の最低労働賃金を下回ることにについてただしたのに対し、「入札の結果である。」との答弁がありました。委員から、企業努力ではあるが、最低労働賃金を下回る予算計上について問題がないか確認するよう意見がありました。

二 五條市花のまちづくり事業補助金における事業主体及び内容についてただしたのに対し、「美しい景観づくりと市民の癒しの場を創造するため、市内の地域自治組織やNPO法人等が行う花木の植栽事業に対する支援を行うものである。」との答弁がありました。

三 新庁舎整備事業支援等業務委託料の内容についてただしたのに対し、「新庁舎候補地の現況整理、新庁舎整備イメージの作成、適地選定に関する評価の視点及び評価項目の検討等について業務委託するものであり、平成二十六年度中に候補地が決定すれば、基本構想や基本計画を策定する費用も含んだ委託料である。」との答弁がありました。

四 路線バス運行維持対策費補助金における路線別予算額についてただしたのに対し、「五條城戸線五百七十四万六千円、野原循環線百八十一万円、五條西吉野線五百三十三万九千円、十津川線五百三十五万二千円、大淀五條線六百三十万四千円、南大和ネオポリス線一千八百八十一万八千円の合計三千六百三十六万九千円である。」との答弁がありました。委員から、平成二十五年度より補助金が減額となっている路線と理由についてただし



たのに対し、「五條城戸線及び野原循環線が減額となっているが、乗客数の増加により事業者の収入が増加したことによる。また、五條西吉野線については、路線バス専用道のトンネルや橋りょうの老朽化が進んでおり、地元の了承をとって国道一六八号を運行している路線バスと連携し、平成二十六年の秋から冬にかけて休止又は廃止する方向であり、それ以降の補助金を減額した。」との答弁がありました。委員から、増額となった路線とその理由についてただしたのに対し、「十津川線及び大淀五條線が増額となっており、乗客数の減少により事業者の収入が減少したことによる。また、南大和ネオポリス線については、大和団地株式会社と奈良交通株式会社との協定書により大和団地株式会社が住宅販売促進のため損失を負担していたが、平成十二年十一月に協定書が失効し、その後は奈良交通株式会社が経営努力で赤字を補填していたが、路線維持が困難であるため市に対し補助の要請があり計上したものである。」との答弁がありました。委員から、大和団地株式会社が負担をやめた理由及び負担していた金額を聞いた上で奈良交通株式会社と交渉したのかただしたのに対し、「大和団地株式会社との協議はしていない。奈良交通株式会社から提示された金額を予算化しており、フルデマンドバスやコミュニティバスの運行路線の見直し等で経費削減に努めたが、現時点では運行維持のための予算を計上したものである。」との答弁がありました。委員から、奈良交通株式会社から打診があった時期についてただしたのに対し、「約一年くらい前である。」との答弁がありました。委員から、一年あれば検討できたはずであり、意識を変えないといけないとの意見がありました。また、この路線に対する地域公共交通の中での考え方についてただしたのに対し、「三月末に開催される地域公共交通会議で申入れをする。また、金額については、先月から奈良交通株式会社と減額の交渉をしているところである。」との答弁がありました。委員から、バスの計画策定に対する職員の配置等についてただしたのに対し、「交通対策係長及び臨時職員一名と担当課長補佐一名であり、係長と臨時職員は専属で仕事をしています。」との答弁がありました。委員から、平成二十七年度はこの予算を計上しなくていいように、五條市全体を考えた交通体系を構築していくよう求める意見がありました。

五 電子計算費の印刷・封入等業務委託の内容についてただしたのに対し、「クラウド化に伴う税務課等の印刷物で、大量に印刷する業務委託である。」との答弁がありました。

六 本陣地下横断歩道防犯カメラ設置工事の内容についてただしたのに対し、「現在設置しているカメラを修理し設置するものである。監視をするためのカメラではなく、防犯カメラとして記録をするもので、事件等が発生した場合には警察等が活用することになる。」との答弁がありました。

七 自衛隊誘致促進事業委託料の内容についてただしたのに対し、「奈良県防衛協会五條支部に委託するもので、講演会の会場費及び設営費、講師謝礼等の費用である。」との答弁がありました。

八 中吉野駐車場負担金の必要性についてただしたのに対し、「平成元年に大淀町、下市町、黒滝村、天川村、西吉野村が住民の通勤等の利便性向上のため、近鉄下市駅の近隣に共同で駐車場を設置したものであり、維持管理費は料金収入で賄っているが、老朽化した料金精算機の更新費用が必要となったものである。」との答弁がありました。

九 西吉野支所費と大塔支所費の増額の内容についてただしたのに対し、「西吉野支所、大塔支所とも工事請負費は新規で一千二百万円計上したが、大塔支所は人員が前年に比べて一名減であるため全体の増額に差が生じている。」との答弁がありました。

十 五條吉野土地改良区選挙に係る歳入についてただしたのに対し、「五條吉野土地改良区から全額歳入がある。」との答弁がありました。次に、民生費についてであります。

初めに、議第五号 五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例の制定につきましては、五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定に係る五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会を地方自治法に規定する附属機関と位置付けるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、組織の人数の必要性についてただしたのに対し、「保健・医療・福祉に関する学識経験者及び各事業の経験者に若干多く委員になってもらうため二十名程度としている。」との答弁がありました。

また、委員から、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を考慮した策定になっていくのかただしたのに対し、「この計画に反映していく。」との答弁があり、委員から、地域包括支援センターが本庁舎に移転することについてただしたのに対し、「要介護の受付は従来から本庁舎で対応しており、要支援となれば保健福祉センターにある地域包括支援センターに行くことになるため、市民の利便性を考慮し本庁舎に移転することとなった。」との答弁がありました。委員から、本庁舎での高齢者等への対応についてただしたのに対し、「手続等は介護福祉課で行い、要支援の方や高齢者の相談窓口は地域包括支援センターが担うことになっているため、高齢者等に対しては、地域包括支援センターの職員が介護福祉課で対応する予定である。」との答弁がありました。

十一 社会福祉法人指導監査体制強化業務委託料と総括質問において答弁のあった体制強化の関係についてただしたのに対し、「県から委譲された事務については、法人監査と財務処理関係、会計帳簿関係を適正に監査する専門知識が必要なため、今回委託料を組んだものである。それとともに社会福祉士等を採用し福祉に関する専門知識を有する職員を配置することにより、監査に対応できるような体制づくりをしていくものである。」との答弁があり、委員から、県からの事務の委譲により仕事量が増えるので、各職員の負担を軽減し、効率よく作業できる環境づくりを求める意見がありました。

十二 市町村相談支援機能強化事業の内容についてただしたのに対し、「障害者が生活するために必要な相談、一般就労、障害者の生活就労等の相談業務をNPO法人に業務委託しているものである。」との答弁がありました。

十三 ひとり暮らし老人見守り支援事業委託料の内容についてただしたのに対し、「一箇月に一回弁当の配食サービスを通じて調理が困難な高齢者の見守りを社会福祉法人五條市社会福祉協議会に委託しているもので、本人負担三百円、市から社会福祉協議会に三百十円を支払っている。」との答弁がありました。

十四 老人福祉施設費が前年度より一千三百七十七万八千円増加している要因及び五條市立養護老人ホーム花咲寮の基本構想策定業務委託料の内容についてについてただしたのに対し、「要因は基本構想策定業務委託料及び雨漏り等の修繕費の増加であり、基本構想については、施設の規模、場所、運営手法などの構想を立案し、検討委員会で協議したものを市長に答申するものである。」との答弁がありました。委員から、候補地についてただしたのに対し、「北宇智駅、五条駅、大和二見駅の三駅のうちから一キロメートル圏内で場所を検討することになっている。」との答弁がありました。

十五 公益社団法人五條市シルバー人材センターで勤務している職員の人件費の計上についてただしたのに対し、「社会福祉総務費に計上している。」との答弁がありました。委員から、派遣職員であればこの委員会に出席しなくてもいいが、介護福祉課の課長であれば出席してはいけないのは整合性がないとの意見があり、午前十一時二十四分に意見調整及び昼食のため休憩に入り、午後一時零分に審査を再開しました。

十六 地域活動支援センターII型事業費扶助の内容及びその他の扶助費に係る人数についてただしたのに対し、「内容は、社会福祉法人あすなる福祉会が行っている生活介護の事業のII型である。人数についてはリストアップして後ほど報告したい。」との答弁がありました。

十七 緊急通報システムの利用者数及び順番を待っている人数についてただしたのに対し、「利用者は五百四十三人であり、待っている人はいない。」との答弁がありました。

十八 老人福祉費のバス借上げの内容についてただしたのに対し、「五條市敬老会の参加者の送迎である。」との答弁があり、委員から、参加者の要望への対応についてただしたのに対し、「要望に応じて運行状況を変更している。」との答弁がありました。委員から、市民からの声を聞いているので要望を聞くよう求める意見がありました。

十九 五條市人権総合センターの飛散防止フィルム貼付工事の必要性についてただしたのに対し、「地域の避難所になっているため地震等による窓ガラス等の飛散防止のためである。」との答弁がありました。

二十 老人憩の家費が増加している内容についてただしたのに対し、「電気料金の値上げ及び消費税の増税による指定管理料の増加である。」との答弁がありました。

二十一 臨時福祉給付金の内訳についてただしたのに対し、「消費税の増税に伴い、低所得者の生活安定等のため、平成二十六年度に限り給付される臨時給付金であり、給付額は一人一万円で対象者は一万三千人を想定している。また、国民年金・遺族年金の給付者には一人五千円の加算があり対象者は九千二百人を想定している。」との答弁がありました。

二十二 ひとり暮らし老人見守り支援事業で調理をして配食をしていたが、保健所の指導で調理できなくなったことについてただしたのに対し、「大阿太公民館でそのような事例があり、事業の主目的が見守りであるため、調理をしないで弁当を購入して配食をしているものである。」との答弁がありました。

また、再開後冒頭で質問のあった障害福祉費の扶助費に係る人数については、「療養介護医療費六人、日常生活用具給付等事業費約百人、移動支援事業費五十人、日中一時支援事業費十八人、自立支援医療（更正医療）事業費七十人、障害児福祉手当十五人、自動車運転免許取得一人、自動車改造助成事業費一人、身体障害者補装具交付修理八十人、身体障害児補装具交付修理八十人、特別障害者手当三十一人、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業費二十五人、障害者福祉サービス費給付費二百三十人、精神障害者医療費三百人、障害児施設措置費三十人、高額障害児（通所・入所）給付費四人、高額障害福祉サービス費四人、自立支援医療（育成医療）事業費十人、肢体不自由児通所医療費一人、ねたきり身体障害者紙おむつ給付事業二人である。」との答弁がありました。

二十三 公益社団法人五條市シルバー人材センターの登録者数と稼働率についてただしたのに対し、「登録者は三百四十人、そのうち二十人が一年間を通して仕事をしていない状況である。」との答弁がありました。委員から、登録されている方が一日でも多く仕事ができるよう行政としてバックアップすることを求める意見がありました。

二十四 結婚相談員謝礼の内容についてただしたのに対し、「結婚相談員を任命し、五條市社会福祉協議会の相談室を借用して、月二回程度相談事業を行うもので、登録もその場所で行い、登録費として二千円を考えている。」との答弁がありました。

二十五 通園バス運行業務委託の園名、委託先、利用者数等についてただしたのに対し、「二見保育所の休所に伴うもので、二見地区からちべん保育園、五條保育所、五條幼稚園、岡保育所を回っており、十二人程度乗車できるバスで七、八人が乗車して運行しており、五條市のバスを利用して運行を五條二見交通株式会社に委託している。」との答弁がありました。

二十六 福祉医療費が前年度より三四・九パーセント増加している要因についてただしたのに対し、「子ども医療費の制度改正により小学生の通院費等が増加したことによる。」との答弁がありました。

二十七 母子福祉費が前年度より二四・一パーセント減少している要因についてただしたのに対し、「母子生活支援施設措置費及び母子家庭等自立支援給付費の対象者が減少したことによる。」の答弁がありました。

二十八 助産施設措置費の内容についてただしたのに対し、「生活保護受給世帯及び当該年度の市町村民税が非課税の世帯を対象に、妊産婦を入院させて助産を行う場合に給付するものである。」との答弁がありました。

二十九 児童館費が前年度より二七・八パーセント減少している要因についてただしたのに対し、「前年度は正規職員二人、嘱託職員一人であったものを、平成二十六年度は正規職員一人、嘱託職員一人、臨時職員一人としたことによる人件費の減少によるものである。」との答弁がありました。

三十 児童遊園地管理費が前年度より四三・九パーセント増加している要因及び児童遊園地の内容についてただしたのに対し、「児童遊園地は市内に四十三箇所あり、その管理費用で、増加している要因は、近内児童遊園地のフェンスの修繕に百四十万円計上したことによる。」との答弁がありました。

三十一 放課後児童健全育成事業費が前年度より約一七パーセント増加している要因及び放課後児童健全育成事業委託料の内容についてただしたのに対し、「指導員を一人増員したことによる。また、当該委託料は、私立のなかよし保育園学童保育所及びちびん保育園学童保育所に対する委託料である。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

三十二 保健衛生総務費が前年度より三〇パーセント強減少している要因についてただしたのに対し、「南和広域医療組合の負担金が前年度の四億二千九百七十五万四千円から二億七千三百七十七円に減少したことによる。」との答弁がありました。

三十三 環境衛生費の自動車購入費の購入予定車両についてただしたのに対し、「新車の一般車両である。」との答弁がありました。

三十四 斎場費が前年度より一〇パーセント増加している要因及び委託料の比率が高いことについてただしたのに対し、「火葬業務委託料が約二千二百万円と多くなっている。」との答弁がありました。また、委員から、委託料が占める割合が六〇パーセント近いこともあり、指定管理することとの費用比較についてただしたのに対し、「指定管理はそぐわない施設であると議会で否決された経緯がある。」との答弁があり、委員から、有意義かつ効率的な施設の運用についてただしたのに対し、「委託料についてはできる限り競争入札を導入していくとともに、指定管理についても他市町村の

事例を参考にしていきたいと思います。」との答弁がありました。

三十五 みどり園周辺地域活性化交付金及びみどり園周辺地域環境整備事業交付金の内容についてただしたのに対し、「みどり園周辺地域活性化交付金は、みどり園が周辺に及ぼす環境負荷及び地元に対する環境整備並びに自治会の活性化を図るため周辺三自治会に交付するものである。

また、みどり園周辺地域環境整備事業交付金は、御所市のごみ受入れに伴う環境負荷の増大に対して地元自治会と協定書を締結し、覚書の中にある地元要望の事業について、地元が事業主体となつて行う事業に対して交付するものである。」との答弁があり、委員から、みどり園周辺地域活性化交付金の使途及びみどり園周辺地域環境整備事業の具体的な事業についてただしたのに対し、「みどり園周辺地域活性化交付金は、自治会活動に伴う事業全てが対象である。また、みどり園周辺地域環境整備事業交付金の具体例としては、側溝の修理等である。」との答弁がありました。委員から、自治会活動であれば全て対象に含むのかただしたのに対し、「全て含むということであり、ごみ焼却施設に対する近隣周辺地域の活性化を図るということが必要である。」との答弁がありました。また、委員から、前年度までの環境整備業務委託料五百二十五万円に代わり、みどり園周辺地域活性化交付金一千四十一万円となつたのかただしたのに対し、「実際のあるべき姿として、委託料から交付金に科目替えし、地元協力金として支出するものである。」との答弁があり、委員から、金額が増加したことについてただしたのに対し、「御所市からのごみ受入れに対する協定書及びごみの受入期間の延長に対する覚書を地元と五條市で締結し、要望等に対応するため増額したものである。」との答弁がありました。また、委員から、御所市から協力金をもらっているのかただしたのに対し、「処理負担金として一トン当たり二万円、年間約四〇〇〇トン搬入される想定であるため、年間八千万円、四年間で三億二千万円の収入があり、ごみ焼却経費等を差し引いた額で対応できるものと考え計上したもので、本来行政が管理すべきものでない場合、例えば墓地へ行く道の整備を地元から要望があるときに交付金として交付し、地元で仕事をしてもらうものである。また、合併により旧西吉野村のごみを受け入れたときも協力金は増額しており、バランスとしては妥当なものである。」との答弁があり、委員から、自治会の奉仕作業として行う側溝や擁壁の修繕も対象になるのかただしたのに対し、「協議していくことになる。」との答弁がありました。また、委員から、交付金に対する事業報告についてただしたのに対し、「当然事業報告は必要である。」との答弁がありました。

三十六 実証作物園の内容についてただしたのに対し、「平成二十四年度から継続して実施している上野町のひまわり園の規模を拡大して行うものである。」との答弁がありました。

三十七 やまと広域環境衛生事務組合負担金が前年度より九二・五パーセント減少している要因についてただしたのに対し、「前年度は御所市のクリーンセンター解体に伴う補償費等があったが、平成二十六年度は実質的な工事等がなくほとんどが人件費であるためである。」との答弁がありました。

た。

三十八 塵芥処理費の測量業務委託料の内容についてただしたのに対し、「みどり園に関して五條市と地元自治会との覚書にある農道等の整備に係る測量である。」との答弁がありました。委員から、金額が大きいことについてただしたのに対し、「三路線分である。」との答弁がありました。

三十九 焼却炉運搬業務委託料が増加した要因についてただしたのに対し、「消費税の増税によるものである。」との答弁がありました。

四十 五條市だけの焼却ごみの量についてただしたのに対し、「年間約一万トンである。」との答弁がありました。

四十一 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備業務委託料の内容についてただしたのに対し、「フェニックス計画と言われるもので、埋立処分場に焼却灰等の処理を委託するための基本的な費用であり、処理をすれば別に費用が必要となる。」との答弁がありました。

四十二 間伐材地域内利用促進モデル事業補助金の内容についてただしたのに対し、「今まで山に捨てられていた間伐材を再利用するため山から搬出してチップとして利用するものであり、事業主体は森林組合で規模は八〇〇立方メートルである。」との答弁があり、委員から、チップの用途についてただしたのに対し、「燃料、パチクルボードの材料、紙等になると聞いている。」との答弁がありましたが、委員から、地域内の利用促進モデルになるのかただしたのに対し、「地域内の木材を地域内でチップにし、地域外であってもそれを利用することで、地域の林業の振興、環境保全に役立つものである。」との答弁がありました。

四十三 バイオマス構想についてただしたのに対し、「ひまわり園の実証、EM堆肥、廃油を利用したバイオディーゼル、間伐材の実証等を行っている。」との答弁がありました。

四十四 みどり園の最終処分場への焼却灰の埋立てについてただしたのに対し、「現在は最終処分場で埋め立てているが、使用期限後や処分場が一杯になった場合等にフェニックスに持って行けるようにフェニックスに参加している。」との答弁がありましたが、委員から、最終処分場の管理費の計上及び今後の管理費用についてただしたのに対し、「現在、浸出水処理設備巡回点検業務委託料、環境測定委託料、河川水質検査委託料により最終処分場から出る水の水質、土壌汚染等の監視及び測定をされており、今後については、最終処分場が閉鎖されて約十年で安定した水質になると聞いている。その後安定した状況が二年続くと廃止になる。それまでの費用は、浸出水処理施設の維持管理、水質検査、マッピング費用等が必要になる。」との答弁があり、委員から、長い間地元の方に迷惑を掛けているので、きちっとした形で返せるように求める意見がありました。

衛生費が終了し、午後二時四十八分に休憩に入り、午後三時五分に再開しました。

次に、農林業費についてであります。

四十五 市民農園の応募の状況及び委託先についてただしたのに対し、「二月に募集を行い、現在、田園二丁目の農園は二十七区画中二十四区画、田園四丁目は五区画中四区画が決定しており、管理業務を五條市シルバー人材センターに委託してまいりたい。」との答弁がありました。

四十六 五條市統合選果場設備整備事業補助金の事業費に対する割合についてただしたのに対し、「事業費は一億一千万円であり、五パーセントの補助金となっている。」との答弁がありました。

四十七 薬用作物生産振興促進事業助成金の内容と広報についてただしたのに対し、「内容としては、トウキの生産に取り組んでもらえる方に二分の一の補助金を出すもので、紹介と募集を広く広報していきたい。」との答弁がありました。

四十八 五條吉野土地改良区運営負担金の金額の根拠と負担比率についてただしたのに対し、「五條吉野土地改良区の歳入歳出予算額約一億五百万円のうち総務管理費が二千六百万円であり、その一〇パーセント以内とする限度額を設け支出している。また、負担比率は五條市が九〇パーセント、下市町が一〇パーセントである。」との答弁があり、委員から、負担金が適正に支出されているかどうかの確認についてただしたのに対し、「総会において議案書等の確認をしているが、立入検査は行っていない。」との答弁がありました。委員から、立入検査も必要であるとただしたのに対し、「毎年度あるいは随時監査を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

四十九 県営ほ場整備事業負担金についてただしたのに対し、「山陰土地改良区のほ場整備負担金に対し、県営事業であり、山陰土地改良ほ場事業費の一・二五パーセントを市負担分として計上しているものである。」との答弁がありました。

五十 県営ため池等整備事業負担金についてただしたのに対し、「二見の暮ヶ谷池の堤を工事するもので、県営事業であるが、五條市が負担金として奈良県に支出するものである。」との答弁がありましたが、水の利用者等についてただしたのに対し、「二見水利組合が農業用水に使用しており、地域としては二見四丁目から六丁目である。」との答弁がありました。

五十一 農地費が前年度より二五・六パーセント増加している要因についてただしたのに対し、「新規に計上した震災対策農業水利施設整備事業委託料五百九十八万円、自動車購入費百七十五万円、高度経営体集積促進事業補助金四百五十万円によるものである。」との答弁がありました。委員から、高度経営体集積促進事業補助金の内容についてただしたのに対し、「国からの助成がある補助金で、山陰土地改良区に対し、ソフト事業又はハード事業に対する補助金を支出するものである。」との答弁がありました。

五十二 農地費の市単独土地改良事業工事費の内容についてただしたのに対し、「みどり園周辺三自治会の範囲内の場所において要望があった農林行政に関わる道路、ため池の工事である。」との答弁がありました。



五十三 農地費の市単独土地改良事業補助金の内容についてただしたのに対し、「地元から要望のある事業について要綱を設け、五十万円を限度とした地元が行う事業費の二〇パーセントを市が補助するものである。」との答弁がありました。

五十四 中山間地域等直接支払事業補助金の内容についてただしたのに対し、「農業生産条件の不利な農地において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的に農地を確保する事業で、国二分の一、県四分の一、市四分の一の割合で地元へ交付している。使途の多くは地域の道の整備、かん水施設の整備、水路の修繕等の事業に使っている。」との答弁がありました。委員から、申請方法についてただしたのに対し、「各集落で三名以上の団体に説明会を開催し、申請を受け奥尔ソ画像でチェックしながら現地測量を実施し、傾斜を測る。傾斜度と面積により金額を算出し、県を通じて国に申請して認可されたものに対し補助金を支給するものである。」との答弁がありました。委員から、申請形態についてただしたのに対し、「集落名で申請いただくため人数は様々である。」との答弁がありました。

五十五 県産材生産促進事業補助金及び美しい森林基盤整備交付金の内容についてただしたのに対し、「県産材生産促進事業補助金は間伐材を搬出し有効利用することを目的に補助金を出すもので、美しい森林基盤整備交付金は、最低一、〇〇〇平方メートル以上の森林での間伐に対し補助をしていけるもので、搬出する必要はない。」との答弁がありました。

五十六 森林整備地域活動支援事業費補助金及び施業放置林整備事業委託料についてただしたのに対し、「森林整備地域活動支援事業費補助金は、森林組合に補助金を出して施業計画を立てたり作業道の整備の計画を立てたりする事業を行っており、施業放置林整備事業委託料は、緊急間伐事業として整備計画策定及び施業放置林の整備実施事業を行うものである。」との答弁がありました。委員から、施業放置林整備事業委託料は放置されている山林を半分以上間伐すれば補助対象になるのかただしたのに対し、「二酸化炭素削減に伴う地球環境の促進に伴う緊急間伐事業で水源のかん養も含めて緊急に行うということで県から事業をいただいている。」との答弁がありました。

五十七 地籍調査業務委託料で調査する地域及び業者数についてただしたのに対し、「平成二十六年度の調査地域は新規調査が今井一丁目的一部、野原中三・四丁目の各一部、岡町の一部、今井五丁目の一部であり、継続調査が二見二・三・四・五丁目、犬飼町の一部、野原西三・四・五・六丁目の各一部、久留野町、西久留野町の一部、西吉野町勢井の一部である。業者数等については、新規はまだわからないが、継続分については、株式会社清和、有限会社第一建設、株式会社ワーク、南海測量設計株式会社奈良営業所、川井技術設計株式会社である。」との答弁がありました。委員から、来年度の調査が完了することによる進捗率についてただしたのに対し、「平成二十五年度分が終了すると四・一九パーセントになる見込みである。平成二十六年度は〇・六五平方キロメートルを調査するが、進捗率は計算していない。」との答弁がありました。

五十八 地籍調査費の推進委員についてただしたのに対し、「推進委員は地籍調査をスムーズに進めるために調査地区内から推進委員を委嘱し、一筆地調査のときに立ち会っていただくとともに調査の進め方などを事前に説明する推進員会議の出席に係る謝礼である。委員数は新規が四地区あり一地区当たり十五人をめどにしているため六十人である。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

五十九 ふるさと復興協力隊委託料の内容についてただしたのに対し、「過疎対策事業の一環で、高齢者の買物代行や独居老人の見回りをするものであり、財団法人大塔ふる里センター及び特定非営利活動法人住みよいまちづくり推進協議会並びに特定非営利活動法人大和社中に委託しているもので、財源については全額奈良県の負担である。」との答弁がありました。

六十 五條市観光イメージアップ事業委託料の内容についてただしたのに対し、「五条駅前の観光案内所での観光案内及び五條市のイメージキャラクターの着ぐるみに入って五條市をPRすることを五條市観光協会に委託するものである。」との答弁がありました。

六十一 プレミアム宿泊券利用助成金の内容についてただしたのに対し、「一千万円のうち八百万円はプレミアム宿泊券の代金で賄い、二百万円は五條市が独自に五條市内で宿泊された人に助成するもので、過疎債を予定している。また、三年目である平成二十六年で最後になる。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

六十二 道路新設改良費の用地購入費の場所についてただしたのに対し、「新町一〇号線の用地購入費で、場所は旧ハローワークの横である。」との答弁がありました。

六十三 橋梁新設改良費の調査設計業務委託料及び橋梁修繕工事費の内容についてただしたのに対し、「国の橋りょうの長寿命化計画に対する補助金を活用するもので、調査設計業務委託料は西吉野町の西野橋、立川渡橋、出合橋の三箇所であり、橋りょう修繕工事費は平成二十五年度に調査設計業務を行った西吉野町の日裏橋、上和田橋及び宇野町の宇野七号一号橋、宇野八号一号橋並びに小島町の神内橋の五箇所である。」との答弁がありました。また、議長から、施工場所や委託料等の資料の提出依頼がありました。

六十四 京奈和五條インター周辺活性化調査委託料の内容についてただしたのに対し、「五條インター周辺に大型観光バスが立ち寄ることができる大規模集客施設を誘致して、南大和地域、十津川方面の観光客の立ち寄り場所として地域の農産物や名産品の展示販売を行うとともに地域の情報発信拠点としていく。また、ここに駐車し、徒歩やレンタサイクルで市内中心部を回遊する拠点として整備するための委託料を計上したものである。」

との答弁がありました。委員から、委託の内容は大規模店舗の内容なのか場所の選定なのかただしたのに対し、「場所と内容の両方である。」との答弁がありました。また委員から、委託料五百万円の根拠についてただしたのに対し、「業者の見積りである。」との答弁がありました。委員から、国の予算で五條市における自衛隊のヘリポートの適地についての調査費は百数十万円であることと比較して見積金額の妥当性についてただしたのに対し、「一平方メートル当たり五百円で駐車場も含めて道の駅として約一ヘクタール考えているので、五百万円としている。」との答弁がありました。委員から、調査範囲からすると適切な金額なのか疑問があり、意見調整のため、午後四時十五分に休憩に入り、午後四時四十五分に再開しました。

再開後、休憩中に開催された予算審査特別委員会及び議会運営委員会で、予算審査の日程を十八日までとすることを報告しました。

六十五 休憩前の質問に対し、「五條インターチェンジ周辺に面積約一万平方メートルの道の駅や直売所を想定し、調査費として五百万円を計上したものである。」との答弁がありましたが、委員から、コンサルタント会社に頼るのではなく、自分たちで検討していくことを求める意見がありました。

六十六 周辺観光拠点施設整備事業の内容及び用地購入予定面積についてただしたのに対し、「辯天宗が購入した旧自動車学校跡地を五條市が借用できる話があり、五條市を訪れたバスや車の駐車場に活用し、新町方面へ歩いて周遊してもらうための施設整備として、トイレ、五新鉄道関係の展示施設、吉野川に生息する生き物を飼育する施設を整備するものであり、そのために必要となる五條市土地開発公社所有地の一部約一、〇〇〇平方メートルを買い戻すものである。」との答弁があり、委員から、測量設計業務委託の内容についてただしたのに対し、「道路と建物の測量と設計である。」との答弁がありました。

六十七 上野公園の指定管理者及び指定管理料の推移についてただしたのに対し、「指定管理者はアスカ美装株式会社で、前年度の指定管理料は二千六百万円で、平成二十六年度は消費税の増税と電気料金の値上げにより九十三万九千円増加している。」との答弁があり、委員から、災害等で休園となった場合の指定管理料についてただしたのに対し、「五條市と指定管理者で協議することになっているが、維持管理は毎日行っていたので大きく減額することはない。」との答弁がありました。委員から、休園していた分に見合う削減を交渉することを求める意見がありました。

六十八 周辺観光拠点施設整備事業で設置する内容及び設置後の管理運営についてただしたのに対し、「旭町の市道が行き止まりになっているため、五新鉄道跡地を利用してパチンコ店があった所の横の道と接続し、う回する道路工事とトイレ、観光案内所、農産物の販売所等を設置する予定であり、管理運営は地元の自治会や商工会、観光協会と相談してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、将来の五條市のまちづくりを

考えた上での計画なのかただしたのに対し、「五條市まちづくり構想の中の計画である。」との答弁がありました。委員から、五條市全体の活性化を考えた構想であるのかどうか疑問であるため、資料とともに説明を求める意見があり、午後五時五分に休憩に入り、午後五時三十五分に再開しました。

休憩前の意見に対し、五條市まちづくり構想の概要及び水辺の拠点形成のための土地利用計画（案）を配布し説明を受けましたが、委員から、五條市まちづくり構想の策定時期についてただしたのに対し、「平成二十四年六月である。」との答弁があり、委員から、平成二十四年六月から一年半で無電柱化の案も消えているが、コンサルタント業務の費用についてただしたのに対し、「コンサルタント業者の支援もあつたが、五條市まちづくり推進協議会が策定したものである。費用については調べて報告する。」との答弁がありました。委員から、五條市まちづくり推進協議会の委員についてただしたのに対し、「会長に自治連合会長、副会長に特定非営利活動法人大和社中理事長、委員に五條市元気なまち創造懇談会会長、観光協会代表、商工会代表、特定非営利活動法人うちのの館理事長、和歌山河川国道事務所調査第一課長、奈良国道事務所計画課長、奈良県道路環境課長、奈良県地域デザイン推進課長補佐、五條土木事務所長、五條市から市長公室長、産業環境部長、教育部長、都市整備部長である。また、先ほどのコンサルタント業者への委託金額は三箇年で一千五百万円弱である。」との答弁がありました。委員から、内容からすればもったいない金額である。また、観光ルートとして国道二四号を渡る横断歩道の必要性についてただしたのに対し、「横断歩道については検討していく。」との答弁がありました。

また、委員から、周辺観光拠点施設整備事業で購入する用地の場所及びトイレ等を設置する目的についてただしたのに対し、「辯天宗が購入した旧自動車学校跡地を駐車場に活用して、新町を訪れるバス及び自家用車の駐車場として利用し、トイレと五新鉄道の展示施設を併設するものである。」との答弁がありましたが、委員から、バスの待機場所とのことであるが新町で乗降する場所についてただしたのに対し、「民俗資料館の駐車場を考えている。」との答弁がありました。委員から、予定している道路の幅員についてただしたのに対し、「車道幅員九メートル、歩道幅員三メートルである。」との答弁がありました。また、委員から、土地開発公社の土地を買い戻すことはいいが、計画について納得できる説明を求める意見があり、「まちづくり構想として、平成二十四年六月に一つの案ができ、五條新町を中心にまちづくりをしていくことを委員各位が知恵を出し合い構想をまとめたものである。この予算については、バス等で多くの人が来られた場合駐車場がない中で、辯天宗が購入した旧自動車学校跡地を一時的に駐車場として使用してもいいというお話から、それを活用する。また、地域の防災の観点から土地開発公社の土地と旧五新鉄道跡地を活用し、道路を整備すること等から周遊観光拠点の事業としたもので、来ていただく多くの観光客に対して駐車場等を早急に整備していきたいとの思い

で計上しているものである。」との答弁がありました。委員から、予算は理想に基づいて計上するのではなく、現実的な構想に基づいて計上すべきであるとの意見がありました。

六十九 (仮称) 五條総合体育館建設工事費の財源についてただしたのに対し、「全体で二十億円強の予算になるが、二分の一が国庫補助金で残りを補正予算債と過疎債で起債する。補正予算債は交付税措置が五〇パーセント、過疎債は交付税措置が七〇パーセントで、交付税措置されない分を奈良県が予算措置するものである。市の実質負担額については、約一億五千万円から約一億六千万円を見込んでいる。さらに、他の交付金を少しでも活用し、実質負担をもう少し減らすよう努めてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、それはいいことであるが、当該体育館への県内産木材の使用についてただしたのに対し、「木材を使用するのは、屋根、フロア、二階部分、観覧席の椅子、腰壁である。」との答弁があり、委員から、フロアは県内産であるのかただしたのに対し、「フロアは合板で下は外国産材で上は県内産材で杉板を使用すると聞いている。」との答弁がありましたが、委員から、大塔産材の使用についてただしたのに対し、「大塔産材は使用していませんと思う。」との答弁がありました。委員から、市長が市政の報告で県内産の木材を使うと言ったことに対し、災害のこともあって大塔の木材を使用することを私が提案したものであり対応してもらわなければならないとの意見がありました。

また、委員から、仕様書についてただしたのに対し、「仕様書はできていないが、決裁中ではあるが設計書があり屋根については県内産の集成材で積算している。」との答弁がありました。また、委員から、大塔産材の使用について質問があり、産地を確認するため午後六時三十分には暫時休憩とし、午後六時五十分には再開しました。

再開前の質問に対し、「県内産木材の使用については、奈良県の認証機関を使用し、なるべく五條市内のものを設計に入れるよう取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。委員から、議員が本会議や委員会でも質問したことに対し、できないという話であれば誠意のある説明をしなければ議会と理事者が両輪となって進めない。今後の事業には、五條の木材を活用することも検討するよう求める意見がありました。

七十 住宅管理費が前年と比較して倍以上になっていることについてただしたのに対し、「工事請負費で向加名生団地外壁遮熱工事費二千四百万円を計上している。この事業は、国の住宅長寿命化事業の一環であり、国の補助金を活用して事業を行うものである。」との答弁がありました。次に、消防費についてであります。

七十一 防災対策費が前年度と比較して増加している要因についてただしたのに対し、「主な要因は、防災行政無線整備設計業務委託料の一千五百万円である。」との答弁がありました。また、委員から、防災訓練業務委託料の内容及び委託先についてただしたのに対し、「五條市防災訓練を七月

第一土曜日に実施するもので、内容は年度によって違うが、今回の訓練については、自主防災を中心に実践的な訓練を考えていく予定である。また、委託先は未定であり、入札等を行い決定する。」との答弁がありました。委員から、実施する防災訓練は、本日の災害時に役立つ内容のものとなっているのか。ただし、これに対し、「南海トラフ地震により五條市は震度六弱の地震が発生するという想定で訓練を実施しており、自主防災を中心とした訓練を考え、実践的な訓練を考えていく。」との答弁がありました。委員から、五條市における被害想定をしっかりと意識して啓発活動等への取組を求める意見がありました。

七十二 消防団運営委託料の内容について。ただし、消防団が管理する消防車両、消防団格納庫の光熱水費、火災保険等である。」との答弁がありました。

七十三 土地借上料の場所について。ただし、消防団格納庫及び防火水槽の借上料で、現在十箇所と契約している。」との答弁がありました。

七十四 消防施設費が前年度と比較して減少している要因について。ただし、「工事請負費で前年度計上した西吉野分署、二見保育所の防火水槽、田園の消防団格納庫の工事が完了したためである。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

初めに、議第三号 五條市学校適正化検討委員会条例の制定につきましては、近年の少子化により、五條市においても児童・生徒数が減少している中、子供たちに良好な教育環境を提供するため、また、教育効果を最大限高めるため、小・中学校の教育内容並びに学校規模及び配置、通学区域等の適正化について検討する「五條市学校適正化検討委員会」を設置するため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第四号 五條市就学指導委員会条例の制定につきましては、障害のある又は障害を疑われる幼児、児童及び生徒に対する適切な就学支援等の教育支援の在り方を検討していただく「五條市就学指導委員会」を設置するため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、五條市就学指導委員は三十五人も必要か。ただし、「各学校に特別支援教育コーディネーターとして特別支援を担当している教員がおり、会議に出席して学級の様子説明等が必要な場合があるため多くなるものである。」との答弁がありました。また、委員から、会議の開催頻度について。ただし、「会議は六月、十一月、一月の年間三回を予定している。」との答弁がありました。

次に、議第七号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、議第三号 五條市学校適正化検討委員会条例と議第四号 五條市就学指導委員会条例及び議第五号 五條市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例を制定することに伴い、

それぞれの条例に基づく委員会の報酬及び旅費を支給する必要があるため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、別表のそれぞれの項目についてただしたのに対し、「左から順に委員報酬、鉄道運賃及び船賃、航空運賃、車賃、日当、宿泊料、食料である。」との答弁がありました。また、委員から、委員報酬の金額の違いについてただしたのに対し、「指定管理者候補選定委員会は、審議時間が五時間から八時間掛かるもので、その他の審議時間は約二時間から三時間であるためである。」との答弁がありました。

七十五 各学校整備工事費で前年度との比較及び整備内容についてただしたのに対し、「前年度と比較して九百八十万円増額している。主な整備の内容としては、北宇智小学校のプール補修工事一千三百万円、五條小学校の暖房機取替え工事百十万円、牧野小学校の学級の間仕切りの修繕百三十万円である。」との答弁がありました。

七十六 スクールバス運行委託料の委託先、金額、前年度との比較についてただしたのに対し、「委託先は四業者であり、有限会社松島運送が一号車が三百五十四万円、二号車三百五十二万八千円、三号車三百二十一万六千円、五号車三百三十二万円、七号車二百八十三万二千元、有限会社賀名生運送が六号車二百五十五万六千円、十号車三百十八万円、奈良交通株式会社が八号車二百七十万円、西吉野運送株式会社が九号車二百八十四万四千円である。また、契約金額は基本的に前年度と変わらないが消費税の増税分が増えている。」との答弁がありました。また、委員から、契約金額と契約業者の推移についてただしたのに対し、「平成十七年度から契約しているが当初の契約額より五パーセントカットした額となっている。また、契約業者は同じ業者である。」との答弁がありました。委員から、随意契約で不公平なことにならないよう、地域公共交通体系の見直しにも反映させなくてはならない。スクールバスの適正な契約に今後も取り組むことを求める意見がありました。また、委員から、有限会社松島運送との契約が多い理由についてただしたのに対し、「運転手を多く配置できることによる。」との答弁がありました。

七十七 天然記念物食害対策業務委託料の内容についてただしたのに対し、「カモシカ対策として、大塔町中峰地区及び惣谷地区で九一メートル、ネットを張る事業で、毎年行っているものであり、財源は全額国と県の補助である。」との答弁がありました。

七十八 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託料の内容についてただしたのに対し、「不登校の児童、生徒が豊かな自然の中で野外活動を通して人との関わりや社会との交流から感動と体験を共有することにより達成感や充実感を体得し、社会性の発達を図ることを目的にキャンプを実施しているものである。」との答弁がありました。委員から、キャンプの実施規模等についてただしたのに対し、「平成二十四年度は大阪府立青少年海洋センターに行き、平成二十五年度は滋賀県でキャンプを企画したが大雪のため校外学習として大阪へ行った。また、参加者は六名であった。」との答弁がありました。委員から、この事業の対象者は小・中学生の生徒だけであるのかただしたのに対し、「そうである。」との答弁がありました。

が、委員から、中学校を卒業して高校入学後、数箇月で学校をやめてしまう子供にも自立支援の必要があることについてただしたのに対し、「十八歳未満の子供たちについては対応していく。」との答弁があり、委員から、その子供たちが道に迷わないようしっかりサポートすることを求める意見がありました。

七十九 子どもサポートセンター費が前年度と比較して減額となっている要因についてただしたのに対し、「減額の主なものは、前年度計上していた旧ハローワークの改修工事費八百六十万円の減及びチャレンジウオーク大会委託料が生涯学習課に所管替えしたことによる百五十万円の減、並びに人件費に係る減額等によるものである。」との答弁があり、委員から、子供たちに健やかな環境を作っていく体制の低下につながるよう求める意見がありました。

八十 白銀南体育館解体後の跡地利用計画についてただしたのに対し、「特に計画はないが、駐車場やトイレの設置等が考えられる。」との答弁がありました。

八十一 町並保存事業費が前年度と比較して減額となっている要因についてただしたのに対し、「主な要因は、伝建事業に伴う修理修景整備補助金が減額となっているもので、補助対象物件の数と修景箇所との減少によるものである。」との答弁がありました。

災害復旧費、公債費及び予備費についての質疑はなく、午後七時五十四分に散会しました。

十七日の散会前に引き続き、十八日、午後一時に各会計別の審査を再開しました。

初めに、一般会計歳入についてありますが、審査に入る前に委員から、昨日の庁舎宿直業務の労働単価の件について返答を求めたのに対し、「奈良労働局に確認したところ、業務によつては断続的労働の特例許可を申請すれば最低賃金を下回ってもよいという特例があるが、五條市の当該業務が該当するかは審査をしなければいけない。との回答があった。また、弁護士に確認したところ、すぐさま法的に抵触するか言えないが、市の姿勢としては、疑義は残るためもう少し詳しく調べていただいている。これらのことを勘案して最低賃金を下回っている状況であるため予算の追加修正をして善処してまいりたい。」との答弁がありました。

八十二 固定資産税と都市計画税の内容についてただしたのに対し、「固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して一・四パーセントの税率を掛け税額を決めるものであり、都市計画税は、市街化区域にある土地・家屋に対して〇・二パーセントの税率を掛け税額を決めるものである。」との答弁がありました。委員から、固定資産税と都市計画税の対前年度比に開きがあることについてただしたのに対し、「原因について調べた結果、積算の根拠に誤りがあったことが判明し、平成二十五年度予算を計上した都市計画税の算出が、本来であれば都市計画税の課税標準額に税率を掛ける



ものを、誤って固定資産税の課税標準額に税率を掛けて算出してしまったものである。内訳として、本来は固定資産税の課税標準額が二百二十五億七千九百万円、都市計画税の課税標準額が二百九十六億二千万円であったものを固定資産税の課税標準額を使用したことにより差額が七十億四千二百万円となり〇・二パーセントの税率を掛けると一千四百万円の積算誤りとなったものである。」との答弁がありました。委員から、間違いがあれば指摘する前に報告するのが当然であり、以後間違いないよう求める意見がありました。

八十三 衛生費国庫補助金が前年度と比較して一一・五パーセント減少している要因についてただしたのに対し、「補助率は変わっていないが、事業費が前年度より減額したことによるものである。」との答弁がありました。

八十四 地域公共交通確保維持改善事業費補助金が前年度と比較して減少している要因についてただしたのに対し、「前年度と比較すると、同じ費目の社会資本整備総合交付金四百万円がなくなったこと及び補助金の算出単価が減少したことによるものである。」との答弁がありました。

次に、特別会計の国民健康保険特別会計についてであります。

八十五 一般被保険者国民健康保険税が前年度と比較して減少している要因についてただしたのに対し、「人口減少に伴って減額となっているものである。」との答弁がありました。

八十六 ソフトウェア開発費が前年度と比較して増加している要因についてただしたのに対し、「ソフトウェアのバージョンアップの費用である。」との答弁がありました。

簡易水道特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、下水道特別会計についてであります。

八十七 使用料徴収業務委託料が前年度と比較して増加している要因についてただしたのに対し、「下水道接続件数が五十件増加することを見込んでいたためである。」との答弁がありました。

八十八 マンホールポンプ保守点検業務委託料が前年度と比較して増加している要因についてただしたのに対し、「マンホールポンプが年々古くなり清掃等の費用が若干増加しているためである。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

八十九 墓地の候補地についてただしたのに対し、「墓地の候補地については墓地検討委員会で検討していただくことになるが、現時点では委員会に上げていける適切な場所であるかを検討しているところであり、精査した上で提示したい。」との答弁がありました。委員から、まだ議員には言

えないということであるのかたがたのに対し、「そのように考えていただいて結構である。」との答弁があり、意見調整のため午後一時四十分には休憩に入り、午後三時十五分に再開しました。

再開後、会議の冒頭で説明した庁舎宿直業務委託料の件について、「追加修正という説明をしたが、当該委託料の節の中で対応することに修正させていただきたい。」との答弁がありました。

また、休憩前の委員からの質問に対し、「墓地の建設については墓地検討委員会を立ち上げて進めてまいりたい。その中には議員も委員となって検討していただきたいと考えているが、委員会に上げていくための検討を課内で進めているところである。それが整い提示できる段階になれば、具体的な場所を説明させていただき、委員会に諮って検討いただきたい。」との答弁があり、委員から、前向きに頑張っていくことを求める意見がありました。

次に、介護保険特別会計についてであります。

九十 居宅介護サービス給付費が年々増加している要因についてただしたのに対し、「介護認定を受ける人数が増えていることと限度額まで給付を受ける傾向があり、毎年二億円ずつ増加している状態である。」との答弁がありました。委員から、介護認定の等級別の人数についてただしたのに対し、「平成二十五年十月現在で、要支援一が二百四人、要支援二が三百三十二人、要介護一が五百四人、要介護二が四百二十一人、要介護三が二百九十三人、要介護四が二百七十八人、要介護五が百九十五人で合計二千二百二十七人である。また平成二十五年三月現在で、要支援一が二百十二人、要支援二が三百十四人、要介護一が四百八十八人、要介護二が四百七十七人、要介護三が三百五人、要介護四が二百五十五人、要介護五が二百八人で合計二千九十九人である。」との答弁がありました。委員から、地域包括支援センターの状況及び今後の取組についてただしたのに対し、「現状は、地域包括支援センターが担っており、要支援の方は要介護にならないように、要支援以前の方が要支援にならないように予防教室を行っているが、それだけでは抑制できないこともあり、医師と連携し、在宅主体でやっていくよう策定委員会に取り上げていきたい。」との答弁がありました。委員から、現在の地域包括支援センターの職員の人数についてただしたのに対し、「保健師一人、主任ケアマネージャー一人、社会福祉士一人、正規職員のケアマネージャー一人、嘱託のケアマネージャー二人、アルバイト一人の合計七人である。」との答弁があり、委員から、ケアマネージャーの人数と対応についてただしたのに対し、「四人であり、全部回ることができないため委託している部門もある。」との答弁がありました。委員から、ケアマネージャー及び保健師のスキルアップへの予算措置についてただしたのに対し、「講習会や会議に参加している。」との答弁がありました。また、委員から、会議はスキルアップにはならない。先進事例を学習するためしっかりと研修することが大事であるとの意見がありました。ま

た、委員から、地域包括支援センターが本庁舎に移転する場所についてただしたのに対し、「現在ハローワークがある隣の部屋になる。」との答弁があり、委員から、入り口と相談窓口の場所についてただしたのに対し、「入り口は外階段を上がることになる。また、相談窓口は、高齢者や階段が苦手な方もいることから基本的には介護福祉課で相談を受けるが、直接階段を上がるのが可能な方は地域包括支援センターで相談を受ける。」との答弁がありました。委員から、一箇所でバリアフリーができていない場所での対応が当たり前であるとただしたのに対し、「本来ならあんしん福祉部のある一階で対応すべきであるが、物理的にやむなくハローワーク横の旧市民相談室の場所になったものである。」との答弁がありました。また委員から、地域包括支援センターが保健福祉センターから移動しなければならぬ理由についてただしたのに対し、「職員数が限られている中、長寿係と地域包括支援センターは密接な係であり、事務所が離れていることにより市民の方を待たせたり、職員の移動に掛かる時間のロスや人員的に出て行けない場合もあることから本庁舎に移動するものである。」との答弁がありました。委員から、バリアフリーでない場所に高齢者に対する福祉の受付を設置する考え方自体が間違っているとただしたのに対し、「早急に市民目線で一から考え直し、体制を整え報告をさせていただきます。」との答弁がありました。

次に、大塔診療所特別会計についてであります。

九十一 大塔診療所と近隣の村の診療所との経営状態の比較についてただしたのに対し、「他村の九つの診療所と比較すると若干経費は掛かっているが、大塔町内に開業医がないこともあり大切な役目を担っているものであるため、削減等は考えていない。」との答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計についての質疑はありませんでした。

以上、全ての審査終了後、委員から、議第二十号 平成二十六年五條市一般会計予算議定に対し、修正案を提出するため暫時休憩を求める意見があり、午後四時二分に休憩に入り、午後十時二分に再開しました。

再開後、議第二十号 平成二十六年五條市一般会計予算議定に対し、宗部康寛委員から修正案が提出され、提案理由の説明がありました。修正内容は、五條吉野土地改良区運営負担金並びに京奈和五條インター周辺活性化調査委託料、周遊観光拠点施設整備事業費の測量設計業務委託料及び地質調査委託料をそれぞれ減額修正するとともに、その財源を減額修正するものであり、その後の修正案に対する質疑及び討論はありませんでした。続きまして、付託された十四議案について採決を行いました。

始めに、議第三号から議第五号及び議第七号の四議案につきましては、一括して採決の結果、全員一致で可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十号につきましては、まず、修正案を起立による採決を行い、全員起立により原案に対する修正案のとおり修正部分については可決すべきものとするに決定いたしました。

引き続き、修正部分を除いた原案に対する採決の結果、修正可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議第二十一号から議第二十九号までの九議案につきましては、一括して採決の結果、全員一致をもって可決すべきものとするに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより付託された十四議案について採決を行います。

この際、お諮りいたします。

初めに、議第三号から議第五号及び議第七号の四議案を一括して採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって議第三号から議第五号及び議第七号の四議案を一括して採決することに決しました。

○議長（益田吉博）これより議第三号から議第五号及び議第七号の四議案を一括して採決いたします。

本四議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第二十号、平成二十六年五條市一般会計予算議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は修正であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり、修正とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立少数であります。

よって本案は委員長の報告のとおり修正するということとは否決されました。

○議長（益田吉博）修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

なお、この採決は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第二十一号から議第二十九号までの平成二十六年五條市特別会計予算案及び水道事業会計予算案の九議案を一括して採決したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって平成二十六年五條市特別会計予算案及び水道事業会計予算案の九議案を一括して採決すること

に決しました。

○議長（益田吉博）これより議第二十一号から議第二十九号の九議案を一括して採決いたします。

本九議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本九議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本九議案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）日程第三、本日提出されました議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十一号、公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長（榎内成吉）ただいま上程されました議第三十一号、公益的法人等への五條市職員の派遣等に関する条例の制定につきまして、提案理由

の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の第一回定例会追加第二号の議案書一ページを御覧願います。

この条例の制定理由につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、五條市が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等への業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。恐れ入りますが、お手元の議案書二ページから五ページを御覧願います。

まず、第一条では条例の目的について。

第二条では、職員の派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、職員を派遣することができるとして、第二項では臨時的に任用されている職員など派遣できない職員を定めています。

第三条では、派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合などの派遣職員の職務への復帰について。

第四条では、派遣職員の給与については法第六条第一項において、派遣職員の期間中は給与を支給しないと原則定めています。同条第二項に規定する業務に従事する者には派遣先団体において従事する業務がその実施により市の事務または事業の効率的、効果的な実施が図られると認められるものに従事している場合は市の職務に従事することと同様に効果をもたらすと認められることから、市は派遣期間中給与等を百分の百以内で支給することができるものと定めています。

第五条では、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例について、第六条では派遣職員の復帰時における職について、第七条では職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例について、第八条では企業職員、または技能職員である派遣職員の給与の種類について定めております。

次に、第九条では、任命権者は派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならずと定めております。

第十条では、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めるとしています。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十六年四月一日から施行するとしております。

以上で議第三十一号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第四、本日提出されました議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三十二号、権利の放棄について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。榎内市長公室長。

〔市長公室長 榎内成吉登壇〕

○市長公室長（榎内成吉）ただいま上程されました議第三十二号、権利の放棄について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第九十六条第一項第十号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、第一回定例会追加第二号の議案書、六ページを御覧願います。

権利の内容は、政務活動費返還請求権であります。

放棄により利益を受ける者は、山田澄雄前議員の相続人である配偶者ほか八名であります。

放棄の理由は、山田澄雄前議員の死去、及び当該人の相続人全員の相続放棄に伴い、権利を放棄するものでございます。



なお、放棄の時期につきましては、九名のうち、平成二十五年七月十一日が二名、同年同月十七日、二十二日及び二十五日が各一名、九月四日、二十六日及び三十日が各一名、十月十七日が一名であります。

以上で議第三十二号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第五、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第四号、五條市議会委員会条例の一部改正について。

標記のことに付いて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月二十四日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 山口 耕 司

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）ただいま上程されました発議第四号、五條市議会委員会条例の一部改正につきまして、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、本年四月一日から五條市行政組織の一部が改正されることにより、五條市議会委員会条例に規定の総務文教常任委員会の所管に危機統括室を加えるものであります。

また、委員会条例の一部改正に伴い、改正前の総務文教常任委員会と改正後の総務文教常任委員会の同一性が問題となりますので、委員長等の選任及び継続審査等について、経過措置を設けています。

なお、改正後の規定については、平成二十六年四月一日から施行するものであります。

以上、提案の趣旨説明いたしますが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第六、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長(乾 旬) 発議第五号、食の安全、安心の確立を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月二十四日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

〃 福 塚 実

○議長(益田吉博) 提案の趣旨説明を求めます。(「九番」の声あり) 九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番(山口耕司) 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、食の安全、安心の確立を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

食の安全、安心の確立を求める意見書(案)

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年十二月九日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に構すべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。

また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が国会に提出されました。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

#### 記

- 一 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
  - 二 本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
  - 三 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十六年三月二十四日

#### 五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。  
ありがとうございます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。  
なお意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）次に日程第七、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第六号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月二十四日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 山口耕司

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）ただいま上程されました発議第六号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計三百五十万人以上とされるほどまん延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるという事は、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイル

スの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているとあります。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成二十三年十二月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む生活支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日百二十人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。よって、国におかれては、下記事項を実現するよう強く要望します。

#### 記

- 一 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
  - 二 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年三月二十四日

#### 五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）議事の都合により副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（平岡清司）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

日程第八、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第七号、益田吉博議長に対する議長不信任決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月二十四日提出

提出者 五條市議会厚生建設常任委員会委員長 大谷 龍雄

○副議長（平岡清司）地方自治法第一百七十七条の規定により益田吉博議員の退場を求めます。

〔益田吉博議員退場〕

○副議長（平岡清司）提案の趣旨説明を求めます。（「十二番」の声あり）厚生建設常任委員会大谷龍雄委員長。

〔厚生建設常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）ただいま上程されました発議第七号、益田吉博議長に対する議長不信任決議について、発言のお許しが出ましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

益田吉博議長に対する議長不信任決議（案）

益田吉博議長は、二月十六日に五條市市民会館で開催された人権講演会「人権を確かめあう市民のつどい」に来賓として出席し、挨拶を行った。その際、二月初旬に市内であった差別発言の事例を紹介し、「この差別発言をしたのは西吉野町の人であり、西吉野町には地区がないから人権に対する認識が低い。」「このことを謙虚に受け止めてほしい。」というような内容の発言をした。

この議長の発言は、市議会を代表する議長の発言としては著しく不適切であり、責任の重大性を鑑みても、その発言を看過することはできない。よって、五條市議会は、益田吉博議長を信任しない。

以上、決議する。

平成二十六年三月二十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○副議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに牧野雅一議員の発言を許します。三番牧野雅一議員。



〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております益田吉博議長に対する議長の不信任決議案に対し、反対の立場から討論いたします。

まず、決議案にある、議長の人権講演会での発言については、この発言のきつかけとなった大変な事実が忘れ去られており、議長の発言の真意は明確にされていません。

二月初旬に差別発言を受けた市民から相談を受けた後、市の大きな行事である人権講演会の進行そのものを、極度におもんばかった何日間かの議長の心労たるや、並大抵ではなかったと感ずるところであります。

先ごろの市議選において、私も含め七人の一期生議員が市民の皆様の付託を受け誕生いたしました。一期生議員の私においては、議会の在り方等、日々勉強の毎日であります。益田議長は、議長職に就くのは二度目の経験であり、議事を整理し、議場の秩序を保持することなど、議長の職務には大変精通されおり、議会の在り方、議会運営において学ぶべき点は多々ございます。

このたびの三月議会におきましても、予算委員長長の体調不良による辞任という窮地も議長及び先輩議員である委員長長の努力、関係各位の理解、協力のかいあって無事新年度予算も成立に至りました。

そのようなところから、今回の発言に対しては大いに反省し、この三月定例会の冒頭においては、不適切な発言であったと、市長始め関係各位に対する陳謝があったことは、周知の事実でありますし、市当局と議会とが両輪のごとく協力し合うという観点から、これ以上の混乱は回避すべきと考えます。

市政におきましても、市長の掲げる市当局と議会とが両輪のごとく協力し合うという観点から、これ以上の混乱は回避すべきと考えます。以上申し上げました理由と、そして議会人としての本来あるべき姿勢と信念に基づいて、私は議長不信任決議案に反対するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。私の討論とさせていただきます。

○副議長（平岡清司）次に、養田全康議員の発言を許します。一番養田全康議員。

〔二番 養田全康登壇〕

○一番（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、本案を提出いたしました厚生建設常任委員の一人として賛成の立場から討論いたします。

御存じのとおり平成二十六年二月十六日に開催されました二〇一四年度人権講演会での益田議長の挨拶の中に、一部非常に不適切な内容が含まれていました。

「西吉野町には地区がないから人権に対する認識が低いという」というような発言があり、合併後今年で九年になろうとする中で、このような発言は融合ではなく、市民感情を分裂させ、地域間の反発を生むことにつながります。

またこの発言の基にありましては、それは市民の口論からと聞いております。その市民から益田議長が相談を受けている際に、益田議長が岩本議員に対し「これは五條と西吉野の戦争や」と言われたと聞いております。市民の代表者として、このことにつきましては極めて遺憾であると申し上げ、私の賛成討論といたしたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長(平岡清司) 以上で討論を終結いたします。(「九番」の声あり) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) 二月十六日、私も人権講演会に参加をさせていただいており、議長の発言は不適切であると感じますが、職務上議会運営委員会、議長の諮問機関としての委員会でございます。その長を務めております関係上、この場を判断することは大変難しく退席させていただきたいと思えますので、御配慮願います。

○副議長(平岡清司) これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平岡清司) 起立多数であります。

よって本件は、決議案のとおり可決されました。(拍手)

○副議長(平岡清司) 益田吉博議員の入場を許可します。

御協力ありがとうございました。

議長と交替いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（益田吉博）次に日程第九、発議第八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第八号、窪 佳秀議員に対する議員辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月二十四日提出

提出者 五條市議会総務文教常任委員会委員長 吉 田 雅 範

○議長（益田吉博）地方自治法第一百七十七条の規定により窪 佳秀議員の退場を求めます。

〔窪 佳秀議員退場〕

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「十番」の声あり）総務文教常任委員会吉田雅範委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田雅範登壇〕

○総務文教常任委員会（吉田雅範）ただいま上程されました発議第八号、窪 佳秀議員に対する議員辞職勧告決議について、議長から発言のお許しが  
出ましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

窪 佳秀議員に対する議員辞職勧告決議（案）

市議会議員は、市民の負託を受けて、暮らしや教育・福祉の充実のため常にその先頭に立って行動しなければならず、法令を遵守すべき議員の果たす責任は重大である。

窪 佳秀議員の行為は、市議会議員になる以前のことであるとしても、市の補助金を基にした団体助成金の問題についての説明責任を果たすことなく、今もなお関係者の間で物議を醸している。

この問題は、市議会の信頼と名誉を著しく損ね、市民の期待を裏切るものであり、その責任の重大さを認識して、自ら議員を辞職すべきである。よって、五條市議会は、議会の品位の尊重と権威保持、そして議員の職責に鑑み、窪 佳秀議員に対してその職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

平成二十六年三月二十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

窪 佳秀議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。窪 佳秀議員の弁明を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって窪 佳秀議員の一身上の弁明を許可することに決しました。

窪 佳秀議員の入場を許可します。

〔窪 佳秀入場〕

○議長（益田吉博）窪 佳秀議員の一身上の弁明を許可します。窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○議長（益田吉博）発言のお許しをいただきましたので、地方自治法第一百七条ただし書きの規定によりまして、私の立場を明らかにするため、この間の説明をさせていただきます。

本市の体育振興に係る補助金の在り方につきましては、総務文教常任委員会で二回調査され、その後、議員全員協議会の議題として取り上げられました。そのときに初めて総務文教常任委員長から私の名前が出され、議員一人一人に意見を求められました。私はノーコメントといたしました。その後再度、総務文教常任委員会が開催され、私の辞職勧告決議案は委員長を除く五人の委員で起立採決の結果、三人が起立をして可決された後に、再度見直しをされ、本日に至っています。

私は議員全員協議会で、ノーコメントといたしましたのは、調査した総務文教常任委員会の委員長から具体的な報告がない中、議員一人一人に発言を求められたことについて、違和感と疑問とを持ったからであり、また議会の対応も含め弁護士等にも相談中であつたからであります。

私は先の十一月の選挙で、多くの皆様方の付託を得て議員になりました。行政に四十一年間在籍した経験を生かし、何とか五條市を活性化させたい、

また市民の皆様が安全で安心して生活できる五條市にしたいとの思いから、三箇月余りに議員になったばかりであります。

私を応援してくださった皆様の負託に応えるため、これからも誠心誠意議員活動にまい進してまいりますので、変わらぬ御指導を賜りますようお願いし、私の弁明とさせていただきます。(傍聴人の声あり)

○議長(益田吉博) 傍聴人御静粛にお願いいたします。

窪 佳秀議員の退席を求めます。

[窪 佳秀議員退場]

○議長(益田吉博) これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(益田吉博) 御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。(「一番」の声あり) 一番 養田全康議員。

○一番(養田全康) この際、申し上げます。

窪議員の問題では、市民の皆様からは様々な角度でお話をいただきました。その中で現時点では被害届け等が出されていないのが現状です。しながら総務文教委員会や議員全員協議会で窪議員からは何の説明もなく、司法で争うとの答弁だけございました。議員には司法権がない中で、現時点で答えを出すのは時期尚早と考えます。よって退席させていただきます。

○議長(益田吉博) これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(益田吉博) 起立多数であります。

よって本件は、決議案のとおり可決されました。

窪 佳秀議員の入場を許可します。

〔窪 佳秀議員入場〕

○議長（益田吉博）次に日程第十、発議第九号を議題といたします。（「動議」の声あり）

養田全康議員、何についてですか。

○一番（養田全康）吉田雅範議員の議員辞職勧告決議案に対しての動議です。（「賛成」の声あり）

○議長（益田吉博）養田全康議員からの動議について賛成の方はおられますか。（拍手）

ただいま養田全康議員から、動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。  
意見調整のため、暫時休憩します。

午後二時十四分休憩に入る

午後二時五十九分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）先ほど養田全康議員から、吉田雅範議員の議員辞職勧告の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって、吉田雅範議員の議員辞職勧告の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

地方自治法第一百七条の規定により、吉田雅範議員の退席を求めます。

〔吉田雅範議員退場〕

○議長（益田吉博）追加日程第一、吉田雅範議員の議員辞職勧告の動議を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。（「一番」の声あり）養田全康議員。

〔一番 養田全康登壇〕

○一番（養田全康）ただいま議題となりました吉田雅範議員に対する議員辞職勧告の件について、趣旨説明をさせていただきます。

本年三月二十日に行われました議会運営委員会の休憩中に、吉田雅範議員から岩本 孝議員に対して暴力行為がありました。益田議長の差別発言で副議長を辞すると申し出た岩本議員に対して、「診断書を出せ」、「なめとつたらあかんぞ」というような発言があり、その上で机を蹴り飛ばして岩本議員にけがを負わせ、さらに暴力を振るうなら警察を呼ぶとの発言した平岡議員に対して、呼べるなら呼ばんかいと、どう喝するなど、その行為は議会人として大変恥ずべき行為だと、そのように思います。

そして、いまだに謝罪の言葉もないと聞いております。これを許してしまいますと、議会制民主主義の討議に基づいて政治を運営していくという原理からも大きく外れ、暴力を容認してしまうことにもなりかねません。私は、少数意見を最大限に尊重した冷静な討議がなされなければならないと思います、この件を提案させていただきました。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますように、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。

よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は本協議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。（拍手）

よって、吉田雅範議員の議員辞職勧告の動議は可決されました。

吉田雅範議員の入場を許可します。

〔吉田雅範議員入場〕

○議長（益田吉博）日程第十、発議第九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第九号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十六年三月二十四日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 山口耕司

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）ただいま上程されました発議第九号、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。



奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議（案）

リニア中央新幹線は、平成二十三年五月に「奈良市付近」を主要な経過地として、整備計画が全国新幹線鉄道整備法に基づき決定されました。このことは、全国に空港も新幹線もない三県の一つであり、高速道路などの高速交通の国土軸から外れてきた奈良県にとって大変大きな前進であります。

リニア中央新幹線の開通による交流人口の飛躍的な拡大を通じて、観光や産業・経済、県民生活等の様々な分野で大きな効果が期待できることから、県内の中間駅は、奈良県全体の発展につながる位置に設置されることが不可欠であり、そのためのグランドデザインを描いていくためには、駅位置の早期決定が重要な課題となります。

現在、事業主体であるJR東海は、東京・名古屋間の詳細なルートと駅位置を公表し、二〇二七年の開業に向けた準備を着々と進めています。一方、京都市・京都府は、京都ルートへの変更の要望活動を活発化しており、一部の関西政財界にはこれに同調する動きも見られます。

このようなリニア中央新幹線を巡る現状の中で、我々五條市議会は、奈良県として一致結束して取り組み、共に未来を切り開くため、次の事項を決議する。

記

- 一 リニア中央新幹線がもたらす様々な効果を最大限に発揮するため、早期に東京・大阪間を全線同時開業すべきこと。また、そのための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
- 二 リニア中央新幹線のルートは、東日本大震災などの災害の教訓を踏まえ、現在の東海道新幹線とできる限り離し、法に基づき決定済みの整備計画どおり三重・奈良ルートとし、日本の大動脈を二重化すべきこと。
- 三 中間駅の位置が早期に決定されるよう、県内の候補地を一本化すべきこと。  
中間駅は、リニア中央新幹線がもたらす効果を県南部を含む奈良県全体に、また紀伊半島地域にも広く波及させるため、鉄道網・道路網で各地と高い交通結節性を有し、県の人口重心にも近接した大和郡山市に設置すべきこと。  
以上、決議する。

平成二十六年三月二十四日

五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅を早期決定を求める決議案に対する反対討論をさせていただきますと思います。

まず、リニア中央新幹線の構造と危険性を現時点で私がかんている範囲内で明らかにさせていただきたいと思います。

提案にもありましたように、運行計画の区間は現在では東京・大阪間ということになっております。そしてリニア新幹線の運転は、コンピュータ制御によります遠隔操作で人間の運転手は乗車しないと、現時点ではなっております。

東京・大阪間のこの区間の約八〇パーセント以上は地下四〇メートルトンネルになりまして、そして最高時速五〇〇キロで走るといよりも、飛ぶという表現の方が適切ではないかと思えます。

そして電力は現在の新幹線の約三倍使用することになりまして、人体への電磁波の影響等々も懸念されております。

そして地下四〇メートル近くのトンネル工事に伴う水源の枯渇、また環境や自然に対する悪影響等々も非常に心配されているところでございます。もう既に現在、山梨県で運転の施設がございますけれども、それをつくる上においても既に山梨県側からいろいろな問題点が提起されたというように聞いておるところでございます。

したがいまして、以上の構造や危険性の基では、私は実施に移すのは危険ではないかなというふうに判断し、反対する次第でございます。また、リニア中央新幹線よりも国民の安全性を確保した上での利便性を高めるためには、もともとJR東海も政府も財政を投入しなければならないところがたくさんあるのではないのでしょうか。

まず、その一つ、この間JR北海道のあの事故を皆さん御存じのように、度々想像以上の事故が起こったわけでありましてけれども、この原因の一つには、JR北海道の赤字を出さないために人員を削減してきております。そのために安全点検が行き届かなかったということが原因の一つに挙げられております。こういうところもともとJRとしても政府としても財政を投入して、人員を確保して、安全なJR北海道にしなければならない課題も残っております。

これは全国的に言えるのではないかと思います。また我が五條市におきましても、この間、元五條高校跡地に通じる須恵と岡を結ぶ踏切の拡張工事をしましたけれども、この費用は約一億九千万円が要っておりますけれども、これは五條が事業主体でやっているわけでありまして。そのほかの五條の駅舎の改善についてもこの間入り口のバリアフリーの工事は五條市が出ております。このように大変JRにしても政府にしても、自分の責任で出さなければならぬ財政を削減しておりますので、地方自治体にもかなりの負担が掛かっているわけでありまして。また車の乗れない方、お年寄りの皆さん方の利便性を向上するために、五條市も他の自治体もコミュニティバスやデマンドタクシーを走らさなければならぬ状況でありますけれども、これに対する政府の支援ももともと求められる状況になっております。

さらに、将来の大きな地震やその他の災害に備えて、今全国の公共施設の耐震強化や、また公共施設の移転等々にも、ばく大な財政が必要とされております。また個人住宅の耐震強化にも政府及び地方自治体の補助もともと強化しなければならぬという状況になっております。

このように、やはりまだ危険性が伴うようなリニア中央新幹線の実施よりも、もともと現在全国に張り巡らされているJRの安全性の向上、そしてその他、将来の大地震、大災害に備えた対応に、もともと政府も自治体も財政を回していくという、このことが非常に求められているのではないかと思います。

以上、申し上げました理由をもちまして、リニア中央新幹線の早期実施には反対させていただく次第であります。

○議長（益田吉博）以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）この際、日程第十一、請願第一号、五條吉野土地改良区運営負担金に関する請願について申し上げます。

本請願は、既に議決された議案と同一趣旨でありますので、採択されたものとみなします。

○議長（益田吉博）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布しております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（益田吉博）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十六年各会計予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り厚くお礼申し上げます。理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いを申し上げます。

また、私に対する不信任決議が提出されましたことに対し、謙虚に受け止め、今後の市政の発展に務めてまいりたいと思っております。以上で、閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十六年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る三月三日に開会されましたこのたびの定例市議会におきましては、平成二十六年度一般会計予算案を始め、多数の重要案件につきまして長期間にわたり慎重な御審議を賜り、一部を除き原案どおり御議決を賜りました。心から厚くお礼申し上げます。

ここに成立を見ました平成二十六年年度予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じております。

さて、ようやく春めいてまいりましたが、どうか議員各位におかれましては、健康には十分御留意いただき、今後とも市政の発展と市民の幸せのため一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（益田吉博） これをもちまして、平成二十六年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後三時二十分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 益田吉博

署名議員 福塚 実

署名議員 山口 耕司

署名議員 吉田 雅範

